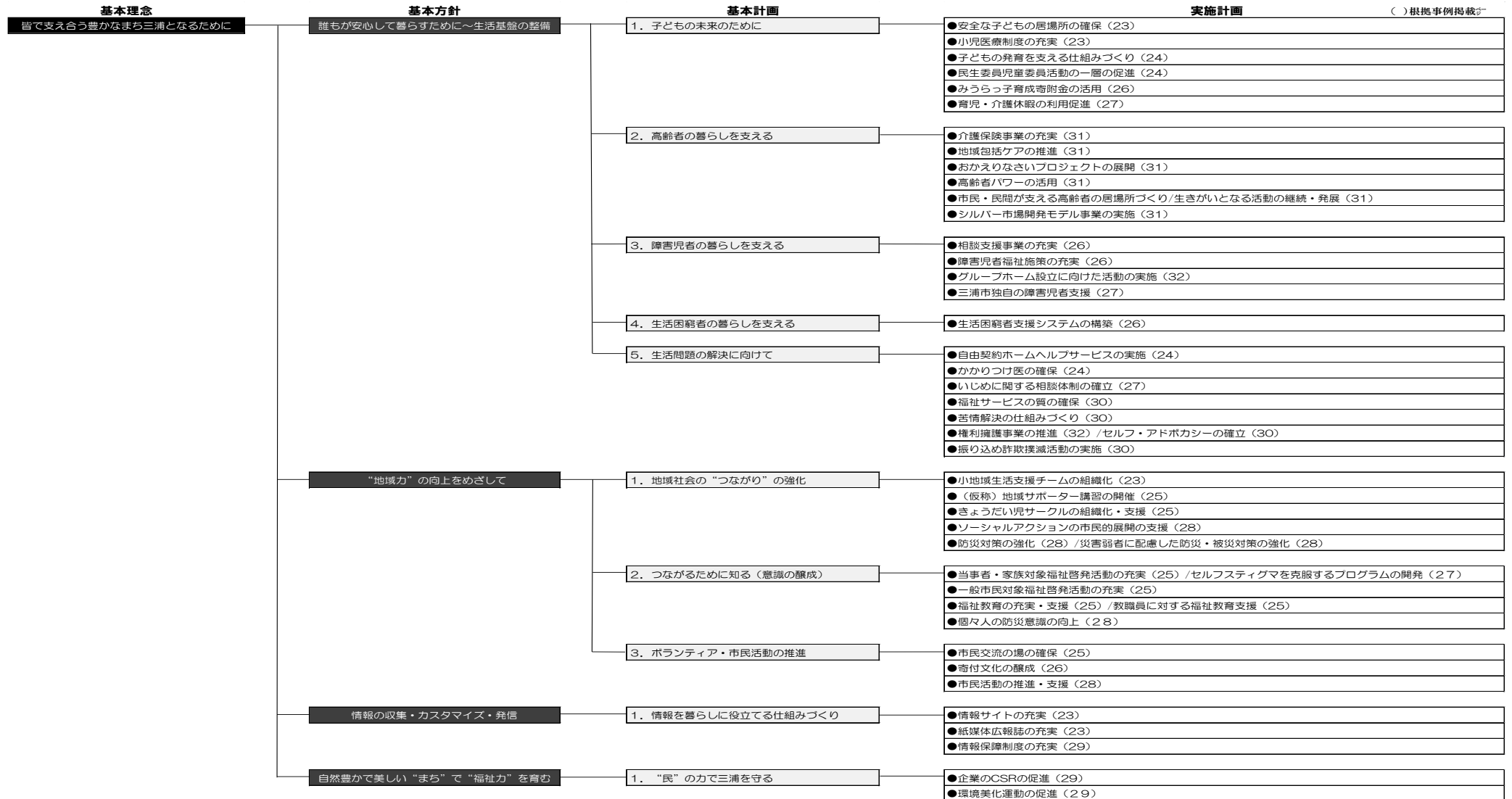


2 計画の体系図



3 実施計画

基本計画	子供の未来のために	実施計画	安全な子供の居場所づくり
-------------	-----------	-------------	--------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①子育てサロンの充実・発展	既存の“子育て支援”サロン（民生委員による「ほっと＊はーと」や三浦市社会福祉協議会「きらきらキッズ」、三浦市保健福祉部子ども課による「みまぐっこ」等）や幼稚園・保育園の余裕スペースの開放を継続し、各サロン間の横断的連携体制を確立する。 実施主体に関しては、環境整備を“公”の責務とし、その運営は“民”に委ねられることが望ましい。 また、高齢者サロンなど他領域の市民活動、民間企業等との協働により事業内容の充実と多様化を図りたい。	☆ 三浦市は、子育て支援・保育サービスの	☆ 一層の充実に努める。	☆	★ 各サロン間の連携体制を整える。	☆→
計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 企業	“子どもは地域社会の宝”とする理念のもとに、社会全体でこれを育む環境を構築する必要がある。“地域の大人で支える子どもの居場所”の整備はもとより、子育て世代に対する負担の軽減にもつなげたい。また、その主体的な担い手とならないまでも、「近隣住民の温かい見守り」が望まれている。	“民”によって地域の実情に応じた柔軟なサロン活動が展開され、“子どもは地域社会の宝”だとする理念が社会全体に浸透している状態を是とする。				

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②公共スペースの活用	学校の余裕教室や体育館・校庭・潮風アリーナ、自治会館といった公共施設を開放。付帯機能として、市民活動者を講師とした「遊びの教室」を提案する。“遊びの教室”がめざすのは、間伐材を使用した“竹のおもちゃづくり”など、昔の遊びの復権である。ここで、今の子ども達に乏しいとされる、自然体験や社会体験を意図的に創出する。また、図書館（学校図書室）なども積極的に活用し、“学ぶ図書館”から“遊んで学べる図書館”へと、その機能をシフトする。			◎ 三浦市は、公共施設を開放し、子どもの居場所を安心・安全な居場所づくりを実施。	★	★→
計画事業の実践エリア：安住区～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市	子どもの居場所づくりが、地域独自の活動として定着するには“地域の大人の協力”が必要不可欠である。今後市内各所で展開されるであろう「遊びの教室」では、PTA、退職教員、学生、青少年・社会教育団体関係者など地域の多様な大人が主体的にこれに参加し、安全管理面に配慮し、子どもたちを暖かく見守りながら、様々な活動を展開していくことが求められる。	子どもの居場所を安心、安全なものとするためには、地域全体でこれに関心を持ち、子どもを見守ることが重要。公民の協働によって総合的な子どもの居場所づくりをいかにして進めたか、また、ボランティア・市民活動団体などがどのような経緯でこれに関わり、その数を伸ばしていったかが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	小児医療制度の充実
-------------	-----------	-------------	-----------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①かながわ小児救急ダイヤルの活用	「小児救急医療電話相談事業（＃8000）」とは、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、受診の必要性など判断に迷った際、医療スタッフに電話で相談できるというもの。神奈川県では、18～24 時の時間帯に利用できる。まずは、この事業の更なる利用の促進を図る。併せて、保護者向け講習会や啓発パンフレットの作成といった普及活動はもとより、内科医等に対する小児初期救急医療研修の開催なども提案する。	☆ 神奈川県・三浦市	☆ は、小児救急医療電話相談事業の普及・啓発活動。	☆	☆	☆→
計画事業の実践エリア：広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：事業者（医療機関）	小児救急については、通常の診療時間外の対応、主に軽症患者のニーズが高まっており、相談体制の充実が求められている。地域医療は、単なる医療行為にとどまらず、疾病予防、健康増進の普及活動など多岐に及ぶ。市内医療機関には更なる奮起に期待したいところである。一方で、市民自らが小児医療を守り、受診行動を考えるための動機づけをおこなうため、三浦市の小児医療の現状の周知及び“かかりつけ医”を持つことや休日・夜間におけるコンビニ受診（注1）の防止について啓発をおこなう必要がある。また、育児支援や小児医療を守るための活動をおこなっている市民団体等との連携とその活動支援によって、急病時の対応や育児に関する相談に応じることができる体制も強化したい。	小児救急を含め、救急医療体制の確保は、三浦市にとっても重要な政策課題となっている。三浦半島エリアにおいては、小児科医を分散させることなく一極に集中（横須賀市立うわまち病院）させる策を講じていることから、身近な地域において“夜間小児救急医療体制”を整えることは容易ではない。ある地域では、全電話相談のうち、約3分の2の相談に対して「直ちに医療機関を受診する必要がない」とアドバイスしているという（愛媛県：平成21年度調べ）。本事業が、小児の初期救急医療体制を補完する事業として、いかに有効性であるかを示す事例である。こうした事例を数値で客観的に示せるか否かが指標となろう。				

注1＝一般的に外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動のこと。「平日休めない」や「日中は用事がある」、「明日仕事があるから」等の理由で、本来重症者の受け入れを対象とする救急外来を、夜間や休日に受診をする行為を示す。

基本計画	子供の未来のために	実施計画	子どもの発育を支える仕組みづくり
------	-----------	------	------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①子どもの発育を支える仕組みづくり	既存の①「すくすくルーム」②乳幼児健康診査③保健師・助産師等による赤ちゃん訪問③母親父親教室④もぐもぐごっくん⑤こあらんど⑥育児サークルといったフォーマル、インフォーマルな事業・活動を柔軟に組み合わせて、当該児童の障害の早期診断・早期療育に取り組みます。 また、親の負担や不安の解消を目途に①三浦市心身障害児生活訓練会②HUG くみによる“個別療育サービス”③はっぴー子育て応援団による“トリプルP”の技法を用いた療育支援を充実させます。	☆ 三浦市や神奈川県による「すくすくルーム」「乳幼児健康診査」等のフォーマルな事業と、市民活動団体による「育児サークル」等のインフォーマルな事業の推進。	☆	☆	★	☆
		☆ 三浦市心身障害児生活訓練会・はっぴー子育て応援団による療育支援の充実。また、三浦市社協は、HUG くみによる“個別療育サービス”の実施と、「はっぴー子育て応援団」等の市民活動団体の支援。	★	☆	★	☆
計画事業の実践エリア：安住区～広域						
財源	地域(住民)社会の役割		成果指標			
公 費：三浦市・神奈川県	親の「障害を隠そうとする気持ち」「障害ではないと思いたい気持ち」を助長させる一つの要因として、親族や地域住民の“偏見”があげられる。こうした偏見を払拭し、一人でも多く理解者を増やすことにより、親族の障害受容を促す一助とし、早期に当該児童が適切な療育を受けられるようにしたい。また、核家族化、地域のつながりが希薄化する中で、子育てをする親の孤立が懸念されている現状に鑑み、子育てに関する悩みを相談する相手を見つけたり、地域で子育て仲間をつくる機会を意図的に創出したり、地域全体で子育てを支える体制づくりをめざす。		“子育て”を支える地域のネットワークの強化など子育て環境の整備に努め、地域における子どもと家庭への支援機能を充実させることにより、妊娠期から身近なところでトータルな援助や支援がおこなわれ、安心して出産に臨めた母親の割合が増加したか。また、早期の障害発見と適切な療育を推進することができたか否かが成果指標となる。			

基本計画	子供の未来のために	実施計画	民生委員児童委員活動の一層の促進
-------------	-----------	-------------	------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①民生委員児童委員活動の充実	地域福祉の担い手として民生委員・児童委員に対する期待が集まる一方で、民生委員・児童委員のみでは、とても対処できない複合的な課題も増加しており、民生委員・児童委員の負担軽減を図る施策や体制整備が求められている。こうした状況において、民生委員・児童委員が受けた相談を関係専門機関に“つなぐ（バトンタッチする）”ことで負担感も軽減されるであろうことから、まずは民生委員・児童委員と専門機関との連携状況について、把握する必要がある。	☆ 民生委員・児童委員活動の推進。 ◎ 三浦市社協は、民生委員・児童委員活動の活動状況の把握。	☆ ★	☆ ●	☆ ★	☆ ★▶
計画事業の実践エリア：あいさつ圈～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：三浦市 三浦市社協	急激に少子化が進む中で、子育て不安、不登校や児童虐待問題などへの対応として、民生委員・児童委員活動の充実が期待されている。一方で、その職責に対する負担感から担い手不足に悩まされていることもまた事実である。民生委員・児童委員の負担感を軽減するためにも、オール民児協での組織的な取り組みの強化や、学校をはじめ子どもに関係する機関等との連携を促進するなどの措置を講じるとともに、担い手不足の解消に傾注しなければならない。団塊の世代の登用は“新たな生きがいづくり”の一方策として検討に値しよう。	地域福祉の推進にあたっては、民生・児童委員の活用が謳われることが多いものの、効果的な活用にあたっては、現状や課題、あるいは意欲や余力などを把握する場面がごく限られている。そこで、まずは、民生委員・児童委員の具体的な活動内容や負担感、専門機関との連携状況、民生委員・児童委員の関わる必要性の高い分野等について実態把握をいかにして推し進めたかが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	みうらっ子育て成寄附金の活用
-------------	-----------	-------------	----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①みうらっ子育て成寄附金の活用	新たに創設された「みうらっ子育て成寄附金（三浦市民限定のふるさと納税）の使用例は「遊具・学校施設の整備・修繕、そして、子育て支援」となっている。今後は、実践事例を蓄積し、幅広い用途で効果的に活用されることが求められる。子ども向けの活動を行う市民活動団体への配分や、公益性の高い市民活動団体の活動を事業化する際の資金としても活用されるよう提案していきたい。	◎ 三浦市は、「みうらっ子育て成寄附金寄附金」事業の実施と、同寄附金がどのように役立ったか情報発信に努める。	☆	☆	☆	☆▶
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：市民	本寄附金事業の狙いは、寄付を通じて本市における子育てを支援することにある。市民が本事業に関心を持つことはもとより、その使途について把握し、積極的に施策に関するアイデアを提案することが求められる。	寄付金が柔軟に配分され、子ども分野の課題解決に繋がったかが成果指標となる。				

基本計画	子供の未来のために	実施計画	育児・介護休暇の利用促進
------	-----------	------	--------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①育児・介護休暇の利用促進	(1) 育児・介護制度の充実と円滑な利用促進 【育児支援】 ●育児に関わる経済的支援 ●職場復帰支援の充実（面談、相談窓口の設置、社内イントラネット（限られたエリアの中で、限られた人のみが利用することができるネットワーク）による情報提供、ロールモデル（具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材）の紹介等） ●男性の育児休業取得の促進（トップのメッセージ発信、管理職研修や Web を通じた啓蒙活動） ●事業所内保育所の設置 【介護支援】 ●介護セミナーや相談窓口による情報提供 ●介護支援に関わる従業員のニーズ把握 (2) 労働時間の適正化や働き方の改革 ●ノー残業デーの徹底、終業時刻の目標設定 ●業務効率化や時間外労働に関する労使との協議や数値目標の設定 ●年次有給休暇の計画的取得・連続取得の推進 (3) その他 ●家族・地域交流型イベントの実施（職場参観・ファミリーデー等）	◎	☆	☆	☆	☆
		三浦市社協は、三浦市内企業の育児休暇等の事例紹介。企業は、育児休暇等の利用促進をおこない、当該活動の周知をはかる。				
		計画事業の実践エリア：市域～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：企業	家族全体で育児に関わることによって、子育てに関する負担の軽減とともに子どもに対する愛着が増し（内閣府 HP「育児休業体験記」より）、少子化の改善に繋がった一とする見解がある。この論拠に基づくならば、やはり育児休暇は有効な子育て支援となろう。一方で、平成 21 年に三浦市が実施した「男女共同参画に関するアンケート」では「共働きの夫婦が育児休業や介護休業を取るとしたら、どちらがよいか」との問いに対し、育児休業は「どちらかと言えば妻が取る方がよい」、介護休業は「夫も妻も同程度に取るほうがよい」とする回答が多数を占めた。今もって「育児は女性に」とする考え方が根強いことがわかる。一方で「実際に育児・介護休業を取得できそうか・取得できたか」とする問いには「(夫婦) どちらも取得できない/できなかった」との回答が約 4 割を占めた。企業における育児・介護休暇を取得の奨励はもとより、個々人も「性別」に基づく“こうあるべき”という固定観念の払拭をめざす必要がある。	組織ごとに行動目標を策定し実践することができたか。またその後、労使のレビューにより成果を確認する場をつくるなど成果を検証する仕組みができたかが成果指標となる。				

※参考＝「企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組み状況」（(社)日本経済団体連合会)

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	介護保険事業の充実
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①介護保険事業の充実	高齢者が生活機能の低下などにより、介護が必要な状態になっても、住み慣れた“我が家（地域社会）”での生活を継続できるよう、当該者のニーズを十分把握しながら、介護サービスの提供基盤の充実を図る。また、質の高いサービスを利用者自らが選択できるよう、情報提供や相談支援の充実を図り、利用者本位のサービス提供体制を確立する。また、平成 29 年4月までに、全ての保険者で要支援者に対する地域支援事業（新設の生活支援コーディネーターも同様）を開始し、平成 29 年度末をもって、全国で予防給付を終了させるという国の方針に対応できるよう体制を整える。具体的には、リハビリテーション領域など医療分野との強固な連携体制を築き、当該高齢者の介護生活を支えるべく①居宅サービス・施設サービスと②地域密着型サービスの提供基盤の更なる整備・充実をめざす。とりわけ、リハビリテーションに力点を置いたサービスの提供を実践する（注2）。 なお、介護職従事者個々のスキルアップを目的とした「介護職員キャリア形成支援事業（三浦市独自のキャリアパス制度）」を実施する。めざすところは、利用者個々のニーズに立脚した「個別ケア」を実践することにある。一連の人材育成事業（注3）は、個別ケアを実践するためのチームリーダーの養成という意味合いもあり、後述の①地域包括ケアの推進や②おかえりなさいプロジェクトの遂行にも寄与する。	☆ 人材育成の実施。	☆ 三浦市社協は、介護職員初任者研修や介護職員フォローアップ研修を通じた人材育成の実施。	☆	★	☆→
		☆ 保険者（三浦市）、事業者によるサービスの質の向上。三浦市は、市内事業所と連携・検討し「介護職員キャリア形成支援事業（三浦市独自のキャリアパス制度）」を実施する。	☆	☆	★	☆→
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公費：三浦市 民間財源：事業者 三浦市社協	要介護高齢者の増大とそれに伴う“高齢者像（高齢者の姿は様々である。これから一段と大きな人口規模の集団が高齢期を迎えるにあたって、願わくば、健康で活動的な高齢者の数が増えることを理想とするわけだが、高齢者が更に多様化することは必至であろう。）”の変化・多様化に対応した介護サービス体系の構築が求められるとともに、サービス量の大幅な増加が予想されることに鑑み、被保険者自らの介護予防による給付費抑制のための取り組みが求められる。	保険者、事業所によるサービスの質の向上はもとより、個々の高齢者が要介護状態に至らないよう介護予防につとめ、介護給付費の抑制を図り、自立した日常生活を営むことができるよう取り組むことができたかが成果指標となる。				

注2＝通所リハビリは理学療法士等のリハビリ専門職の配置が必須であるが、通所介護の場合は「リハビリ特化」をうたっているが、実際には理学療法士を始めとしたリハビリ専門職がいない（＊機能訓練指導員は理学療法士でなくても可）場合が多いのが現状である。

注3＝三浦市では、市立病院にリハビリテーション科を設け、理学療法士、作業療法士を大幅に増員、入院・外来・訪問リハビリテーションを充実させているが、一方で、マンパワー全体を俯瞰すると、言語聴覚士（ST）の不在、ホームヘルパーの不足といった懸念材料もある。人材育成は、官民共通の課題となっている。リハビリテーションに関しては、急性期・回復期といった医療分野と維持期にあたる介護分野との連携や移行の仕組みづくりが急務といえよう。

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	地域包括ケアの推進
------	-------------	------	-----------

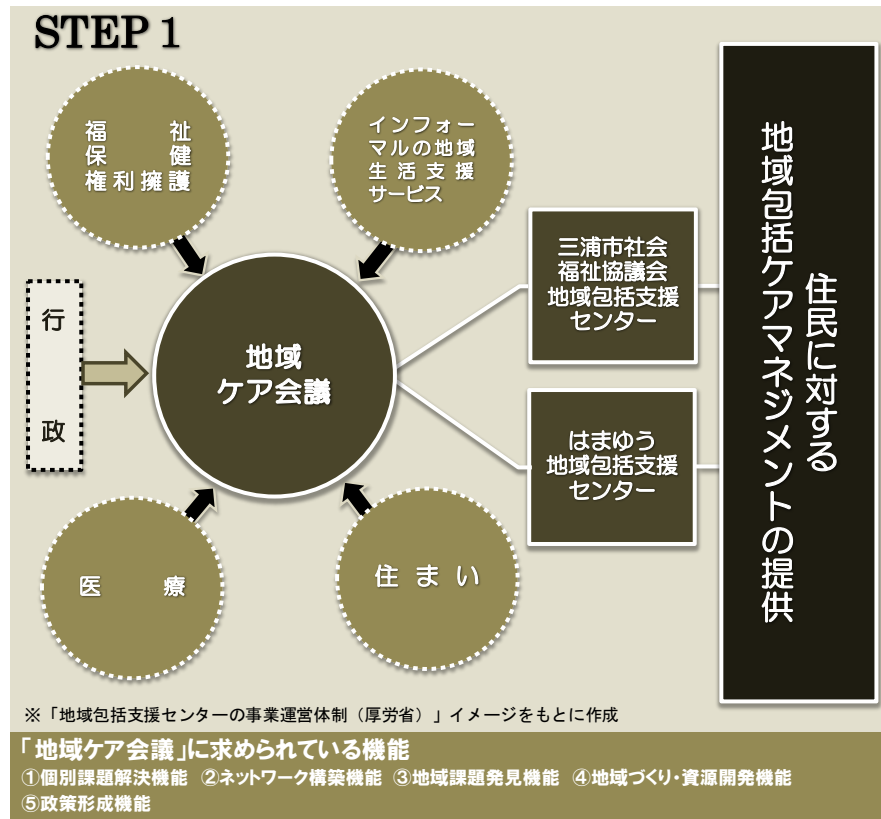
○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターは、地域支援事業の包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助をおこなうことを目的とする。したがって、地域包括ケアの推進において地域包括支援センターが果たすべき役割は大きい。 ●二次予防事業対象者に対するケアマネジメント（ケアプラン作成等） ●介護予防・日常生活支援総合事業を実施する場合、地域包括支援センターにおいて、サービス内容を判断 ※出典：東京都 地域包括支援センターにおいては、第一義的には総合相談機能の充実を図り、在宅療養者のニーズに応じた“個別性”や“機能性”に富んだ「暮らしの場」を創出できるようにします。	☆	★	☆	★	☆→
		三浦市社協は、地域包括支援センター職員の資質向上。また、三浦市社協地域包括支援センターは、ボランティアセンターや日常生活自立支援事業担当との連携を密にし、利用者を支える様々な資源を活用できるようにする。 地域で展開する「総合相談」における「総合」の意味 ①高齢者、障害者等の対象者別のニーズではなく、地域生活上の多様なニーズ、「生活のしづらさ」への対応 ②ニーズ発見から見守りまで、予防的支援から継続的支援までを含めた総合的な支援 ③本人のライフステージにそった長期展望のもとでの支援 ④多様な担い手たち（専門職だけではなく地域住民やボランティア等も含め）の参画によるネットワークや連携・協働での総合的な働きかけ ⑤本人だけでなく、本人をとりまく環境を一体的に視野に入れて変化を促す支援 （「かながわの社協からの提案2014」より）				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公費：三浦市 民間財源：事業者 三浦市社協	これからの介護予防は、高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の整備や地域の中に生きがい・役割を持って参加できるような居場所（出番づくり）など、高齢者本人を取り巻く環境も含めた、包括的なアプローチが求められる。このような効果的なアプローチを実践するためには、先にも触れたリハビリテーションの充実など専門性の高いアプローチに加え、仮に当該者が要介護状態になったとしても、生きがい・役割を持って生活できる地域社会を官民一体となって構築する必要がある。	地域包括支援センターが、ボランティア・市民活動などインフォーマルなサービスによる支援をも包含した多様な支援策と当該高齢者の有する個別ニーズとのマッチングを担う拠点として機能し、いかに認知されたかが成果指標となろう。介護予防・日常生活支援総合事業の実践から得たデータの蓄積も期待される。				

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②地域包括ケアの推進	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざす。その際に重視すべきは「個別ケア」の理念である。「個別ケア」ネットワークを構築するためには、支援の対象となる個人を適切にアセスメントする必要がある。そのうえで、ケアマネジャーが作成したプランに基づいて介護保険事業者や介護保険外サービスの提供者が、情報を共有しながら密に連絡をとって支援を展開することになるわけだが、「個別ケア」ネットワークは、こうした一連の過程を経ることによって構築される。一つひとつの事例を丁寧に解析、データを蓄積することによって“三浦”における共通の介護課題を顕在し、更なる支援の拡充をめざす。	☆	★	☆	★	☆→
		三浦市社協は、ケースカンファレンスを開催し、市内の関連事業者が「包括的」な視点を持って、利用者支援できるようにする。				
		☆	☆	☆	☆	☆→
		ケアマネ連絡会は、	ケアマネジャーの資質向上と連絡体制の強化。			
計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：事業者 三浦市社協	地域資源相互のネットワークには、見守り活動や認知症の徘徊支援など多様なネットワークが存在する。ネットワークを構成する機関も、公的なサービスが主体となる場合もあれば、介護保険サービス以外の生活支援サービスや生きがい活動など、NPO や地域住民（ボランティア・市民活動）によるインフォーマルなサービスがこれに含まれることもある。これらのネットワークは、同じ目的を持って地域社会全体を四望し、その課題に共に取り組み、地域ケア会議などの機会を通じて情報交換をおこなうことによって、次第に構築されていく。その際に“地域住民”は欠くことのできない重要な社会資源となる。ネットワークの網目から漏れてしまう要支援者を生み出さないためにも、地域社会に面的ネットワークを張り巡らせることが望ましい。 また、今後は、単身・高齢者のみの世帯が主流となる中で、“在宅生活”を選択する意味を家族はもとより本人がよく理解し、そのための心構えを持つことが重要となる。	保健(健康づくり)、医療、介護、福祉サービスを関係機関が連携し、一体的に提供する地域包括医療ケア、地域包括ケアシステムを構築することによって、老人医療費を抑制できたかが一つの成果指標となる。これは、長年にわたり健康づくり、疾病予防事業、在宅ケア等様々なサービスを提供することのよって得られる成果だといえる。 ※地域包括ケアシステムのめざす方向性は、三浦市社会福祉協議会がめざす「住み慣れた地域で安心して暮らすことができる公私協働の福祉のまちづくり」と一致している。また、地域包括ケアシステムの中核となる「地域ケア会議」に求められている機能は、「個別ケースへの支援機能」と「福祉のまちづくりを推進する機能」をあわせもつ、三浦市社会福祉協議会の特性そのものでもある。（「かながわの三浦市社会福祉協議会からの提案 2014」より）				

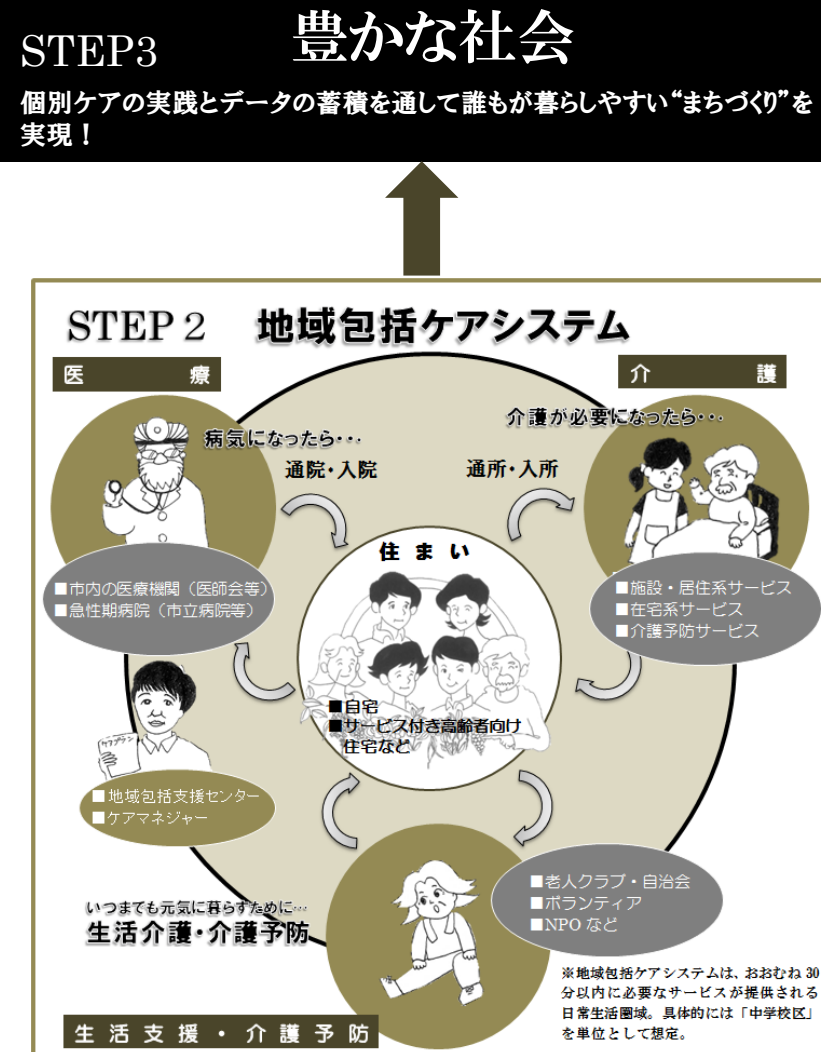
※全国国民健康保険診療施設協議会の調べによると、地域包括医療・ケアに長年取り組むことにより、寝たきり老人が減少する、施設ケアから在宅ケアへ移行する、医療費が節減できる、地域経済の活性化が図られるなどの成果が現れているという。また、地域包括ケアシステムが進むほど、附随的に地域経済の活性化にも繋がるとしている。多くの国保直診（国民健康保険診療施設）が立地している地域は、高齢化が著しい過疎地、中山間地など都市部以外の地域となるが、病院や老人保健施設、ケアハウス、グループホームといった施設の運営や各種保健事業を推進するために、専門職を始めとした多くのマンパワーが集まり地元住民の雇用の増大にもつながっているという。また、入院、入所、通院、通所の患者や家族、そして職員等施設を訪れる人々によって昼間人口の増加と消費など地域の活性化がみられるのだとか。中には、その町の地域包括ケアシステムによるサービスを受けたいがため家族揃って転入してくるケースもみられるという。

地域包括ケアの概念図

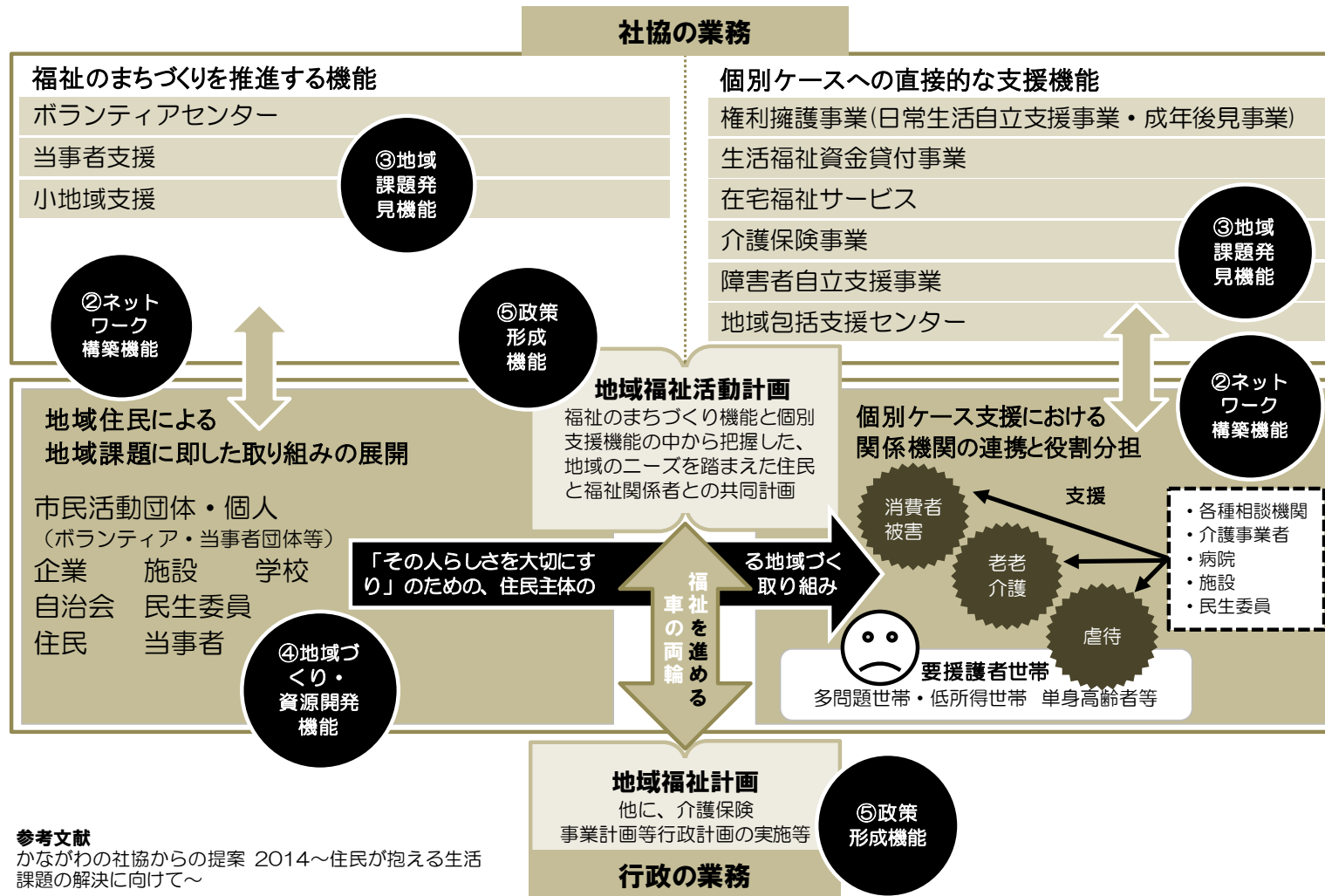


参考文献

かながわの社協からの提案 2014～住民が抱える生活課題の解決に向けて～



地域包括ケアシステムの中で生きる社協の特性～地域ケア会議と社協の特性の関連～



基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	“おかえりなさい”プロジェクトの展開
------	-------------	------	--------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①“おかえりなさい”プロジェクトの展開	脳卒中をはじめとする脳血管疾患、骨折・関節疾患をはじめとする運動器疾患、肺炎・呼吸不全をはじめとする呼吸器疾患、心不全・心筋梗塞をはじめとする心大血管等各種疾患により入院生活を余儀なくされた当該者の、退院後の療養生活を安心・安全なものとするため、当該者が入院している間から、理学療法士・地域包括支援センターのスタッフ、一級建築士らがチームを組んで在宅療養環境を整えるパッケージサービス“おかえりなさい”プロジェクトを展開する。 プロジェクトのメンバーが、当該者の自宅を訪問し、必要な福祉用具の提案・選定や住宅改修等の環境整備、退院後の食生活の指導に至るまでをセットにして支援するというのが、“おかえりなさい”プロジェクトである。		◎ 三浦市社協は、各事業所や市民活動団体の協力を得て「おかえりなさいプロジェクト」をモデル事業として実施。	★	★	★
計画事業の実践エリア：あいさつ圏						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：三浦市社協 ※三浦市社会福祉協議会のモデル事業として実施	“おかえりなさい”プロジェクトは、まさに制度間の隙間を埋めるサービスである。在宅生活を望みながらも家庭・住居環境によって、それを断念する当該者を出さないためにも、各分野のスペシャリストが、当該者の「ただいま」という気持ちと、家族・介護者の「おかえりなさい」という気持ちを無理のない最良な形で“つなぐ”ことを旨とする。そのためには、当該者の精神的ケアはもとより、家族らが良い介護者であり続けるための支援が求められる。本プロジェクトは、当事者・家族の両面にアプローチすることを特徴とし、そこには地域住民を始めとしたインフォーマルな支援が組み込まなければならない。	リハビリテーションにおける、回復期と維持期をつなぐ「“おかえりなさい”プロジェクト」の実践によって、医療・福祉・保健・介護ボランティア・市民活動など様々な職種の専門職や家族等が協働して、リハビリテーションの視点から日常生活上の支援をおこなうことができたかが成果指標となろう。				

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	高齢者パワーの活用
-------------	-------------	-------------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①高齢者パワーの活用	超高齢社会を迎えた三浦市。いよいよ団塊の世代が 65 歳を越え始めた。しかし、会社をリタイアしたとはいえ、気力も体力も十分な団塊の世代は、地域社会にとって、欠くことのできないマンパワーでもある。しかし、会社人間だった人材が、程好く地域に溶け込めるとは限らない。マイペースでプライドの高い団塊の世代を、いかに持続的、主体的に地域の活動に参加させるかが課題となる。そこで、団塊シニアの豊かな経験を地域再生に活かすべく、行政依存とは異なる超高齢社会の新たなモデルを構築する。	◎	◎ 老人クラブと三浦市社協は、三浦市の高齢者が主役となるような新たなイベントの検討・実施。	★	★	★
		◎	☆	☆	☆	☆
		三浦市社協は、企業や市民活動の「高齢者の技能や経験を活かした」事業・活動の広報・周知の実施。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：企業 事業者(シルバー人材センター) 市民活動団体	単純な年齢比較では、男性で約 9 年、女性で約 12 年も平均寿命より健康寿命の方が短い。すなわち、平均寿命は延びているが、それ以上に医療費や介護費が多くかかる期間が長くなっていることを意味する。今後は平均寿命と健康寿命の差を無くすことが「個人の生活の質の向上」と「社会保障費負担の軽減」につながるといえる。 そのためには、個々の住民が「高齢者＝引退、隠居」といったステレオタイプの概念から、望む人には「生涯現役」であることが可能な社会に変えていく実行力を持つことが望まれる。	高齢者が培った技能や経験を生かし社会参加したり、就業したりすることは、生きがいを見いだすとともに健康の維持・増進に寄与し、介護予防の観点から介護給付費の抑制にも貢献できる。そこで、官民一体となって、高齢者のパワーが活用できるような“プログラム”をいかにして用意できたかが成果指標となる。				

※社会活動への参加としては、①福祉教育への協力②ボランティア・市民活動（老人クラブ活動に始まり、小地域生活支援チームへの参加や技能を活かした活動等）③シルバー人材センターへの登録④熟練した技能を次世代に引き継ぐための活動などが考えれる。

※企業には、年齢にかかわらず当該社員がその技能を十分に発揮できるよう①60歳以上の賃金体系の整備②労働時間・勤務形態の多様化（シニア世代に合せた短日、短時間勤務体制の整備）③生産性を低下させない職場環境の整備（座ってできる作業や作業テンポの改善）④経験・技能の移譲⑤教育訓練の機会の提供（経験ではカバーできない、新しい技術や知識について学ぶ機会の提供）⑥積極的な健康管理対策（十分な休憩時間の取得など疲労が蓄積しない仕組みづくりや健康状態に配慮した柔軟な勤務体制の確立）

※高齢者パワーを起動するエンジンの役割として“生きがいづくり”は急務の課題であるが、その一方策として「ミス&ミスターオーバー70」コンテストのようなイベントの開催も検討する。

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	市民・民間が支える高齢者の居場所づくり／生きがいとなる活動の継続・発展
-------------	-------------	-------------	-------------------------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①市民・民間が支える高齢者の居場所づくり/生きがいとなる活動の継続・発展	高齢化の進展に伴い、日中独居、独居高齢者や認知症高齢者などの要援護高齢者の大幅な増加が見込まれることから、孤立化や閉じこもりの防止対策が強く求められている。その打開策として最も有力視されているのが“生きがい”づくりの“場”である。ここで想定する“場”には、認知症の早期発見や進行防止といった視点も含まれる。そこで、高齢者が住み慣れた地域社会において、いつまでも生き生きと生活できるようにこれを支える仕組みは急務となる。その一方策がここに掲げる高齢者の“居場所”づくりである。 ①ふれあい・いきいきサロン（地域包括支援センター）②高齢者ふれあいセンター事業（三浦市）に加え、③定期的サロン・常設型地域サロン（NPO、任意団体）など民間組織が独自で運営するサロン④スーパー・コンビニ等の休憩所に集まってくる自然発生的な集合体たまり場サロンなどがそれで、その多くが、キャッシュフロー（企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れのこと）に課題を抱えることから、企業の CSR とのタイアップも検討していきたい。	★	☆	☆	★	☆→
		三浦市社協地域包括支援センターは、介護予防を目的とした高齢者ふれあいサロンの開催。三浦市ボランティアセンターは、企業や市民活動団体による高齢者向けサロンの側面的実施支援と、先駆的事例の紹介。				
		計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：企業 事業者 市民活動団体	元気な高齢者だけでなく、虚弱化した高齢者やその人を介護している家族の生きがいづくり、閉じこもり防止にも配慮することが求められる。こうしたニーズを速やかキャッチし、モニタリングできるのは唯一、近隣住民による“ご近所パワー”に他ならない。サロンの運営主体はこの点を十分に参酌し、介護を要する人やその家族が参加しやすい環境を整えることが求められる。とりわけ、企業などにおいてこの取組が定着するよう普及啓発に努めることが肝要であろう。	高齢者の閉じこもりを防止するためにも、高齢者の居場所づくりを充実させること。既存の『ふれあいサロン』やボランティア活動、老人クラブ活動への支援をおこなうとともに、高齢者サークルや生涯学習サークル（学ぶだけでなく、教える立場でも参加する）が生み出されるような施策を講じることができたかが成果指標となる。				

基本計画	高齢者の暮らしを支える	実施計画	シルバー市場開発モデル事業の実施
------	-------------	------	------------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

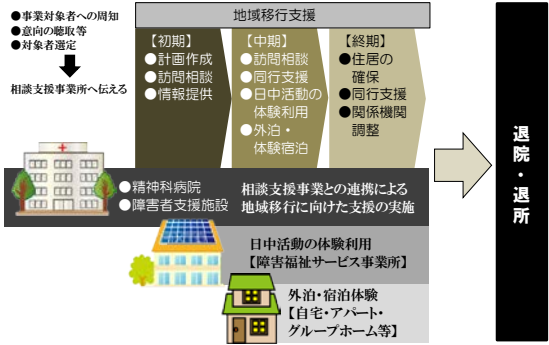
計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①シルバー市場開発モデル事業の実施	今後、高齢者パワーを最大限発揮させるためには、高齢者が活躍しやすい環境づくりが重要である。具体的には、高齢者に優しい機器やサービスの開発を支援し、身体機能が低下してからも、その人が求める生活の質が保たれ、安心して快適、かつ、豊かな暮らしを送れるようにしなければならない。高齢者がコミュニケーションや情報の面で弱者となることを防止するためには、携帯電話やパソコンといった機器の活用方法の習得を支援する取組も求められる。また、高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品開発の促進により、高齢者の消費を活性化し、高齢化に対応した産業や雇用の拡大を支援する。 また①民間シルバーサービスの健全育成を推進し、シルバーサービスなど民間事業者により提供される福祉サービスについては、行政指導だけでなく、真摯な民間事業者自身による自主規制を求めるとともに、公的な政策融資等を一層充実することによりその健全な育成に努める。	○	☆	☆	★	☆→
		企業は、高齢者世代の消費需要に対応する。また、高齢者雇用の拡大をはかる。三浦市社協は、実践事例情報の紹介。				
		計画事業の実践エリア：市域				

財源	地域(住民)社会の役割	成果指標
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 企業	出典：シルバーサービス振興会	今後ますます増大、多様化するであろうシルバー世代の消費需要に対応していくため、市場拡大に向け、一層の拡充を図るとともに、その利用者が高齢者（場合によっては障害を有すること）であることに鑑み、利用者保護に十分考慮しつつ、健全育成策を積極的に展開できたかが成果指標となる。しかし、最も期待したい効果は“雇用の拡大”である。

基本計画		障害者の暮らしを支える		実施計画	相談支援事業の充実				
計画事業名		事業内容			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①相談支援事業の充実		障害者総合福祉法に定められた相談支援事業所は、現在、市内に2ヶ所存在する。当該事業所のスキルを高め、その支援の有効性を確保するためには①障害者自立支援協議会と②障害者相談支援連絡調整会議を形骸化させることなく機能させなければならない。 なお、相談支援の実践にあたっては、障害に関するあらゆる生活のしづらさや困難に幅広く対応し、その後の展開にも責任を持つことが求められる。ゆえに、ワンストップ相談体制の構築は必須となる。また、現在分断されている発達相談、教育相談、就労支援相談、医療相談等を統合する格好で相談体制を構築しなければならない。 なお、相談支援事業に従事する者の立場から、相談支援事業に関する課題を以下のとおり整理した。 相談支援事業が抱える課題 改善策 地域で相談できる場所がない。身近な地域に相談窓口がない。 → 身近な地域における相談体制の整備 相談によって推奨された具体的な支援策・手法が市内で整備されていない。 → サービスの創設・モデル事業の実践 どの関係機関と連携すればよいかわからない。 → 地域連携のための仕組みづくり 実施した支援内容が妥当であったかどうかかわからない。フィードバックができない。 → 事業評価基準の策定・評価の実施			◎	☆	☆	☆	☆→
		◎	☆	☆	☆	☆→			
		☆	★	☆	☆	☆→			
		H27 年度、三浦市は「障害者自立支援協議会」運営方法の見直し。							
		 福祉なんでも相談「はにかみ屋」 福祉なんでも相談「はにかみ屋」は、社会福祉法人三浦市社会福祉協議会の福祉アンテナショップである。高齢者介護や障害者の自立支援に関する相談を始め、ボランティアなどの市民活動、生活困窮者支援など三浦市民のあらゆる生活相談にしている。隔月で弁護士による法律相談も開催。三浦海岸駅前という好立地に開所したことで市民の利便性に努めている。							
		計画事業の実践エリア：安住区～市域							
財源		地域(住民)社会の役割			成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者		相談支援事業は、単にサービスを手配するだけでなく、障害や疾病などの理由により、生活のしづらさ、困難を抱えている当該者に、幅広く対応していかなければならない。そして、障害者本人が抱える諸課題に対応するためにも、包括的・継続的にコーディネート機能を発揮し、そのニーズがどこにあるのかを明確化するとともに、当該個別ニーズの解消を目標とした地域社会に対する働きかけを強めていかなければならない。地域社会の“受け入れ態勢”なくして①地域移行支援も②地域定着支援もままならないからだ。			相談支援事業の充実にあたっては、地域で継続的、かつ、場合によっては、訪問や同行支援といった多様な相談体制が求められることから、当該事業者も財政基盤の整備は急務となる。言わずもがな相談支援事業は、全国共通の公的支援である。この“公”の立場から積極的にアウトリーチしていくためには、必要な人材を確保できるだけの財政的裏付けが不可欠となるからだ。まずは、政策的にこれに関連する“人材”を適正に確保できたかが成果指標となろう。また、本人や家族の意向を包括的な支援に結び付けていくために、以下のような改革が求められる。①窓口相談から訪問相談へのシフト②事業所・施設ケアから地域ケアへのシフト③家族・専門職・行政中心で決めてきた支援から、本人の希望で始まる生活支援へとシフト④ライフサイクルに沿った継続的相談体制の整備⑤包括的チーム支援体制の確立⑥インフォーマルな支援の活用—などがそれで、こうした体制をいかにして確立したかが問われる。				

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	障害児者福祉施策の充実
------	-------------	------	-------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①障害者総合支援法の実効	平成 25 年 4 月 1 日、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度間に谷間をつくらない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を目途とする「障害者総合支援法」が制定された。障害者の定義に難病などを追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者を拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施されることとなった。 この障害者総合支援法の着実なる実効をめざし①重度訪問介護対象の拡大②現下市内に存在しない、ケアホームと一元化されたグループホームの設置③地域移行支援の対象者の拡大④地域生活支援事業の展開（①障害者に対する理解を深めるための研修・啓発②障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修④意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者）の養成⑤サービス基盤の計画的整備といった事業・活動を推進する。	◎	☆	◎ グループホームの開設準備。誰が「中心」となって開設するか？も含め、公民の参加による話し合いが必要となる。	☆	☆
		三浦市・市民活動団体	三浦市社協は、	障害理解を深める研修を実施。		
計画事業の実践エリア：市域～広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市	地域移行支援の着実なる実効には、その舞台となる地域社会の“受け入れ態勢”が整備されていなければならない。当該住民が、上段の地域生活支援事業に積極的に関与することが求められる。  地域生活への意向に向けた支援の流れのイメージ(厚労省)	相談支援については、2012（平成 24）年 4 月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、その参考とするよう見直すとともに、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとなった。さらに、これまで国庫補助事業としておこなわれていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図る一としている。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置（任意）や、関係機関、関係団体及び福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者などにより構成される自立支援協議会の法定化、市町村における成年後見制度利用支援事業の必須事業化により、ますます地域における支援体制の充実がクローズアップされるようになった。 障害児支援についても、身近な地域で支援を受けられるようにするため、従来の知的障害児施設など、障害種別に分かれていた施設体系を再編し、通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」にそれぞれ一元化するとともに、併せて、障害児通所支援に係る事務の実施主体については、都道府県から市町村に移行された。また、学齢期における支援の充実のため「放課後等デイサービス」と保育所などを訪問し専門的な支援を行うための「保育所等訪問支援」も創設している。権限が急激に市町村に移譲された感はあるが、法の“地域重視”の理念を、三浦市がいかに具現化できたかが第一義的な成果指標となろう。				

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	グループホーム設立に向けた活動の実施
------	-------------	------	--------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①グループホームの設立	障害者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域社会において、住まいの「場」を確保する観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」と「共同生活援助（グループホーム）」が一元化された。また、グループホームの新たな支援形態として、外部サービスの利用によるサービス提供もこれに加わった。これらすべて、地域移行支援事業の対象範囲が拡大されたことを受けての措置だ。 三浦市においても“地域社会”に主眼をおいた施策を展開する上で、この未整備のままとなっている「グループホーム」の設置について、不退転の決意をもって臨まなければならない。			◎	☆	☆
				グループホームの開設準備。誰が「中心」となって開設するか？も含め、公民の参加による話し合いが必要となる。		
		計画事業の実践エリア：あいさつ圏～市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：事業者 市民活動団体	障害者の自立（基本的人権を享有する個人としての尊厳）支援という基本に立ち戻りながら、あるべきケアの“かたち”を探究する研究は世界中で取組まれてきた。いずれも辿りついたのは、障害が引き起こす問題行動の表層に目を奪われることなく、当該個人と一人の人間として向き合い、その人らしさとは何かを紐解くことの大切さであった。そのためには、できる限り生活環境の変化を避け、馴染みのヒト・モノ・地域社会などとの関係性を維持していく工夫が求められる。ゆえにこれを受け入れる地域社会の役割はますます重要となる。当事者団体など市民活動サイドのアクションにも期待したい。 新たなグループホームのイメージ 【三浦市】 報酬支払 サテライト 連携 本体住居 【世話人】 居宅介護事業所 【ホームヘルパー】 委託契約 委託料支払 運営者 ●個別支援計画の作成 ●日常生活上の支援 ●介護サービスの手配 ●介護サービスについて、事業所はアレンジメント(手配)のみをおこない、外部の居宅介護支援事業所に委託 ●介護スタッフ(生活支援員)については配置不用	障害者の高齢化・重度化を背景に、介護が必要な障害者のグループホームに対する需要は、ますます増加することが見込まれる。その実現は、地域における住まいの選択肢を拡大する意味からも意義深い。まずは、市内にグループホームを一か所でも整備することが肝要である。 「障害者同士の支えあいを支援する“セルフヘルプ”」や「就労支援」などの取組みは、既に全国各地で実践されている。当該障害者の就労支援、ボランティア活動、地域活動、学習活動、保健活動、相互支援活動、家事や無償労働など、多様な活動場面を生み出すことこそが、地域社会と繋がる最良の“策”となる。加えて、“支援を受ける”という一方的な生活様態から、消費したり、物を作ったり、地域社会を支える側に回ったり、人と関係したりすることが社会との接点をより豊かなものにするに違いない。 こうした発想のもとに、グループホームを整備すべく、地域社会の側がより成熟することが隠れた“成果指標”となろう。				

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	三浦市独自の障害児者支援
------	-------------	------	--------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																		
① 肢体不自由児入浴サービス事業	障害児（15 歳に満たない当該者）の入浴については、本人の身体状況や成長により、自宅で保護者（あるいはホームヘルパー）による安全な入浴が難しくなっている。対象児童が、安全に入浴の機会を得られるよう、制度化されていない「肢体不自由児入浴サービス事業」を三浦市独自の制度として創設する。 <table><tr><th>事業名</th><th colspan="2">対 応 策</th><th>財 源</th></tr><tr><td>① 重度身体障害者訪問入浴サービス</td><td>浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。</td><td>規制緩和</td><td>市</td></tr><tr><td>② ホームヘルプサービス</td><td rowspan="2">看護師とホームヘルパーがチームを組む（2 名 1 組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。</td><td rowspan="2">施設間相互の連携</td><td>報酬</td></tr><tr><td>③ 訪問看護</td><td>報酬</td></tr><tr><td>④ 肢体不自由児施設入浴サービス</td><td>既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。</td><td>新規</td><td>市 or 民間財源</td></tr></table> 上表は、その一案。①は年齢制限を撤廃する規制緩和策。②③は、2 種のサービスをセットで供給する手法だが、狭隘した居宅浴室でのサービスの施行ということで、転倒などのリスクやスタッフの負担は拭えない。④は、現下三浦市社会福祉協議会が試行している手法となる。	事業名	対 応 策		財 源	① 重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市	② ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（2 名 1 組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。	施設間相互の連携	報酬	③ 訪問看護	報酬	④ 肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。	新規	市 or 民間財源	☆	☆	☆	★	★▶
		事業名	対 応 策		財 源																			
① 重度身体障害者訪問入浴サービス	浴室の状況及び対象児童の成長の度合いを勘案して年齢制限を緩和する。	規制緩和	市																					
② ホームヘルプサービス	看護師とホームヘルパーがチームを組む（2 名 1 組の同行訪問）ことによって、トランスファーに安全性を持たせる。	施設間相互の連携	報酬																					
③ 訪問看護			報酬																					
④ 肢体不自由児施設入浴サービス	既存の施設機能を活かして、看護師と介護士がチームになって、入浴を施行する。	新規	市 or 民間財源																					
		三浦市社協は、入浴サービスの実施。H29 年度には、三浦市社協は入浴サービスを公的事業として財源化を三浦市に提案。																						
		計画事業の実践エリア：市域																						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標																						
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者	④の手法による入浴サービスは、特殊浴槽を使用してのサービスの施行ということになるので、本来業務の合間を縫ってこれを実施することになる。当然職員は時間外勤務を迫られ、時には休館日を活用することになる。一施設がこれを一手に担うには、過重な負担といえよう。しかし、市内には“特殊浴槽”を有する施設が複数箇所存在する。各地域に点在するこれら施設が、当該地域に居住する「肢体不自由児」を少数人数でも分担してもらえれば、その負担は分散され、コスト面でも優位性を発揮するに違いない。そればかりか、当該施設にとっては、地域開放事業ともなり法人のイメージアップにも繋がる（写真は三浦市地域福祉センターでの施行例）。 	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、これを行政施策化できたか、否かが一つの成果指標となろう。一方で、逼迫した三浦市の財政状況を鑑みると、いわゆる“横だし”のサービスを創設することが容易でないことは十分に参酌できる。ここは、民間の事業者が一歩づつ踏み出して“施設の地域開放・地域貢献事業”としてこれに臨むことが求められる。																						

基本計画	障害者の暮らしを支える	実施計画	三浦市独自の障害児者支援
-------------	-------------	-------------	--------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②通学支援	三浦市独自の事業として、単独での通学（通所）が困難な児童・生徒を対象に、ガイドヘルパーを派遣して、当該児童・生徒個々のニーズに応じた（マン・ツー・マンによる個別支援）自宅・学校間の往復を支援する「通学支援事業」の実現をめざす。 なお、本事業は学齢期の児童を療育する保護者らが最も望むサービスであったが、これを実現するとすると当該自治体の“横出しサービス”となることから、財政難を理由に三浦市では実現してこなかった。一方で、隣接の横須賀市では、これを制度化していることから、いわゆる地域間格差を生み出す一つの要因となっている。	◎ 「NPO 法人歩」による障害児の通学支援（送迎サービス）の実施。三浦市社協は、助成を適宜見直す。	☆	★	★	★
				◎	☆	☆
				三浦市は、公費による送迎サービスの実現に向け検討。NPO 法人歩と三浦市社協は実践例から積極的に提案。		
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者	現下、保護者らの高いニーズに対応するため、三浦市社会福祉協議会が福祉有償運送会社に助成する格好でこれを代替している。現行は、乗り合わせながらドア・トゥ・ドア方式を採用しているが、人数が増えれば、ピックアップポイントを設けたい考えである。仮に三浦市が本事業を施策化できなかった場合、当面はこの方式を継続させることになるが、ピックアップポイントの近隣住民には、当該利用者の障害に対する理解と協力が求められる。	通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減及び当該生徒の出席率の向上によって、障害児教育の充実が図られたかが成果指標となる。				

計画の第1次素案を住民にフィードバックした際に、多くの親が特別支援学校に進学させるか、特別支援学級に進学させるかで逡巡する—といったご意見を頂戴した。「子供には子供なりの“付き合い”が地域社会にはあり、学校の選択は、その“付き合い”や地域社会との関わりにも影響を及ぼすなど、子供の成長にも大きく関わる」というのだ。また、障害者は、幼児期から学齢期、成人期や老年期まで、そのライフステージによって、支援者、関係機関等が目まぐるしく変化していく。18才、65才といったライフステージの変わり目においても、切れ目なく支援をつなぐことが求められている—といった指摘も頂戴した。この問題は、48頁に記載した「サービス等利用計画」の評価とも関わる。たとえば四国中央市の取り組みのように個別支援計画をライフステージに応じて、関係機関・団体間で“つないでいく—といった”仕組みも求められるだろう。障害者が利用するサービスは、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅、司法等の幅広い領域、フォーマル・インフォーマルと多岐にわたるため、各領域の共通言語としてこれらを適切に調整するサービス等利用計画は不可欠となる。サービス等利用計画により、それぞれの領域を超えたチームアプローチや協働による支援が可能となるからだ。ともあれ、通学支援の問題も、こうしたライフステージの転換期における問題だといえよう。

基本計画	生活困窮者の暮らしを支える	実施計画	生活困窮者支援システムの構築
-------------	---------------	-------------	----------------

※本事業は、計画期間中の「重点事業」となるので、別項を参照

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	自由契約ホームヘルプサービス
-------------	-------------	-------------	----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																														
①自由契約ホームヘルプサービスの実施	妊産婦（産前産後の援助）や保険の限度額ではサービスが足りない要介護高齢者、介護保険で認められていない趣味・嗜好のサービスを希望する要介護高齢者らに幅広いサービスで豊かな暮らしをサポートする“自由契約ホームヘルプサービス”の拡充をめざす。 <table><tr><th>サービス提供時間</th><th>生活援助（妊産婦援助）</th><th>身体介護</th><th>院内介助</th><th>移動支援（介護あり）</th><th>移動支援（介護なし）</th></tr><tr><td>30分まで</td><td>¥700</td><td>¥900</td><td>¥800</td><td>¥1,400</td><td>¥1,000</td></tr><tr><td>1時間まで</td><td>¥1,400</td><td>¥2,000</td><td>¥1,500</td><td>¥2,400</td><td>¥1,800</td></tr><tr><td>1.5時間まで</td><td>¥2,100</td><td>¥3,000</td><td>¥2,300</td><td>¥3,600</td><td>¥3,000</td></tr><tr><td>以降 30分毎に</td><td>¥650</td><td>¥850</td><td>¥700</td><td>¥850</td><td>¥800</td></tr></table> ※想定される料金表（三浦市社会福祉協議会が実施した場合）	サービス提供時間	生活援助（妊産婦援助）	身体介護	院内介助	移動支援（介護あり）	移動支援（介護なし）	30分まで	¥700	¥900	¥800	¥1,400	¥1,000	1時間まで	¥1,400	¥2,000	¥1,500	¥2,400	¥1,800	1.5時間まで	¥2,100	¥3,000	¥2,300	¥3,600	¥3,000	以降 30分毎に	¥650	¥850	¥700	¥850	¥800	◎ 三浦市社協は、介護職員初任者研修による人材の育成・確保。	★	★	★	★→
		サービス提供時間	生活援助（妊産婦援助）	身体介護	院内介助	移動支援（介護あり）	移動支援（介護なし）																													
		30分まで	¥700	¥900	¥800	¥1,400	¥1,000																													
1時間まで	¥1,400	¥2,000	¥1,500	¥2,400	¥1,800																															
1.5時間まで	¥2,100	¥3,000	¥2,300	¥3,600	¥3,000																															
以降 30分毎に	¥650	¥850	¥700	¥850	¥800																															
◎ 三浦市社協は、自由契約ホームヘルプサービスの事業化に向け検討。	★	★	★→																																	
計画事業の実践エリア：市域																																				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標																																		
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者	要介護高齢者の支援には、例えば、話し相手のような精神的ケアが多分に包含され、その性質から介護保険に馴染まなかったり、場合によっては、雇用に基づくホームヘルパーでは対応できない分野が少なからず存在する。こうした領域には、地域住民による自発的な活動や仮に当該地域においてその体制を確保できない場合は、“自由契約ホームヘルパー”での対応が望ましいと考える。その際には、地域住民による自発的な活動の対価は、時間あたりの報酬でなく、むしろ、これを組織化し、当該グループの活動費として助成する方法が望ましいだろう。こうした、地域住民による自発的な活動もまた、新しい自由契約ホームヘルプサービスの一形態かも知れない。当然のことながら、その担い手は、将来のサービス利用者でもある。高齢化が著しい三浦市にあって、受益者と担い手の同一化という現象はむしろ自然であり、かつて存在した「向こう三軒両隣」的な互助関係の成立こそが求められている。	地域住民の多様な“困りごと”に柔軟に対応できる「自由契約ホームヘルプサービス」の仕組みを構築できたか、あるいは、これを実践しようという事業者を確保できたかが一つの成果指標となる。その際には、広報などの情報戦略が奏功し、当該要支援者による選択肢に「自由契約ホームヘルプサービス」が加わっていなければならない。 そして、いずれかの時点で「自由契約ホームヘルパー」の役割が地域住民の側に委ねられ、「自由契約ホームヘルプサービス」そのものが社会化することを望む。とりわけ趣味や嗜好性の強い支援や軽微な支援には、地域住民による“地域力”の発揮が求められる。																																		

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	かかりつけ医の確保
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①かかりつけ医の確保	後期高齢者医療制度の創設などにより、様々な合併症や生活障害を有する高齢者の療養の場が、十分な体制が整っているとは言い難い居宅や施設に移されて数年が経過した。そうした当該者の個々の QOL を支え、病状に合った「在宅医療」をいかにして届けるかが急務の課題となっている。要介護高齢者の多様な「暮らしの場」に療養環境を構築し、質の高い医療と安心感を提供するのが「かかりつけ医」の基本的機能である。要介護高齢者が住み慣れた我が家での生活を安心・安全なものとするためにも「かかりつけ医」の確保は在宅療養を支える必須条件となろう。 小児医療に関しても同様で、発育・発達や予防接種など、何か困ったことや心配ことがあったときに、気軽に相談できる“小児科医”の存在は欠くことができない。	☆	☆	☆	☆	☆→
		三浦市立病院は、三浦市立病院を中心としたネットワークづくりと連携強化。				
		☆	☆	☆	☆	☆→
		三浦市立病院は、医療従事者の人材の確保。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：医療機関	あるべき医療を実現するためには、健全で均衡のとれた医療の質を確保しなければならない。そしてそのためには、医師・患者の双方がその責務を正しく認識し、また、果たす必要がある。「かかりつけ医」となる医師にのみ、一方的に責任を負わせることは現実的とはいえない。具体的には、①情報の提供・共有（現在の症状、既往歴、アレルギーおよびその他診療に必要な情報を、できるだけ詳しく保健医療提供者に提供する責任）や②治療への協力（指示され同意した治療計画に従うとともに、与えられた指導事項には誠実に応じる責任）といった患者の側に課せられた責務を要支援者自身が果たす必要がある。また、在宅療養で得た情報や知識を他者と分かち合うとともに、エンパワーメント（要支援者の能力の回復・向上、地域組織の活性化）の広がりを期待して、それらを地域社会の人々に伝達する道義的責任がある。 三浦市病院とかかりつけ医の関係性と医療連携	かかりつけ医を持つ市民の割合や必要と思える医療が受けられている割合が向上したか否かが一つの成果指標となる。 三浦市としても、市立病院が中心となって、地域にとって必要な医療の確保を図るとともに、圏域内の病院の連携強化に向けての取り組みをさらに推し進めなければならない。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	いじめに関する相談体制の確立			
-------------	-------------	-------------	----------------	--	--	--

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①いじめに関する相談体制の確立	いじめ問題に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、神奈川県では、夜間・休日を含む 24 時間体制での相談に応じている。また、これを受けて、県内の小学校、中学校、特別支援学校の全児童生徒を対象に電話相談窓口紹介カードを作成・配布しているという。三浦市としても、この制度の普及に向けて尽力しなければならない。また、身近な地域に相談窓口を設けるなどの工夫を凝らし、地域全体で「いじめを許さない」体制を構築する。 いじめ撲滅市民公開講座の開催や啓発用ポスターの掲示なども検討に値する（啓発ポスターに関しては市民公募してもよい。市民運動の一環として、いじめ撲滅に向けた標語・ポスターを募集するというのはどうだろう。いじめを撲滅するためには、まずは広く市民に関心を寄せてもらうことが大切である）。		◎	☆	★	★→
			各学校は、スクールソーシャルワーカーの配置。また、民生委員・児童委員による当該児童の支援。			
		計画事業の実践エリア：あいさつ圈～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：三浦市社協	いじめは大人社会の縮図だといわれている。「命」を奪うような痛ましい事件を数多く目の当たりにしながら“いじめ”が無くならないのは、子供社会が大人社会の縮図だからだというのだ。大人社会における職場でのいじめ、家庭不和（家庭内暴力や嫁姑問題）などを目の当たりにしている子供は、それが当たり前のことだと認識してしまい、子供社会でも同じように繰り返してしまう。まずは、大人が襟を正し、地域社会から「いじめ」を根絶するのだという強い意志が求められる。また、「いじめ問題」に遭遇した際は、見て見ぬふりをすることなく解決にむけてアクションをおこすなど住民間のネットワークの構築が求められる。	児童生徒の健全育成と相談活動の充実という本事業の目的にそって鑑みると、学校、家庭、関係機関、そしてそれを取り巻く地域社会の緊密な連携は不可欠となる。そこで、地域社会の積極的な参加を得ながら、子どもに身近な環境に“いじめ”に関する相談窓口を設置できたか否かが一つの成果指標となる。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	福祉サービスの質の確保
------	-------------	------	-------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①福祉サービスの質の確保	今、福祉サービスの質が問われている。 そこで、①「利用者が自分に合った質の高い福祉サービスを選択、利用することにより個人の意思が尊重され、生き生きと自分らしい自立した生活を送ることができるよう」かながわ福祉サービス第三者評価推進機構による第三者評価の任意受審の向上をめざす。 また、受講率が上がらないといわれる「介護福祉士ファーストステップ研修」に代わる三浦市独自のキャリアアップ制度を設け、個々の介護職の資質の向上をめざす。具体的には、現在三浦市社会福祉協議会が当該職員を対象に実施しているステップアップ研修を公開講座としたり、同じく三浦市社会福祉協議会が雇用する各分野のアドバイザースタッフを講師にケースカンファレンスを実施するなどの措置を講ずる考えである。また、介護職員初任者研修も継続する。	◎	☆	★	★	★
		三浦市社協は、市内事業者に向け第三者評価受審の促進をはかる。				
		☆	★	☆	★	☆
		三浦市社協は、市内事業者にも開かれた介護職員初任者研修、フォローアップ研修、ケースカンファレンス等各種研修の実施。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協	三浦市としては、指導監査に係る知識や技術の向上に向けた取組みを進めるとともに、苦情解決システムの利用頻度を向上させるなどの措置を講じ、サービス事業者の実態把握に努める必要がある。一方で、事業者の側にも積極的に第三者評価を受審したり、外部研修に当該職員を参加させるなどの配慮が求められる。また、サービスを受ける利用者も自身のモニターとしての役割を自覚し、当該サービスの質の向上に寄与しなければならない。 (仮称)三浦市介護職員キャリアアップ研修のイメージ 豊かなまち 個々の職員がスキルを高め、個別ケアを充実させることにより、そこで得られた市民共通の課題を把握することができる。 三浦市認定の介護職 認定証を三浦市長名で交付 次のステップへ	事業者単位のサービス成果指標は、福祉・介護分野の政策評価における費用対効果とは異なる性格を持っている。個人や集団を単位とした臨床評価の対象ともなりにくいことから、「サービス評価制度」そのものの“成果指標”の開発が求められる。所轄庁による監査が、サービスの質が一定水準以下に落ちることを抑止するためのものだとするならば、第三者評価の役割は、事業者、スタッフ、そして、利用者とともに「サービスの質」の向上をめざすことにある。システムとしての評価制度の確立や事業者自身の自助努力の程度が一つの成果指標となる。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	苦情解決の仕組みづくり
-------------	-------------	-------------	-------------

◎=開始 ●=廢止 ☆=繼續 ★=見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①苦情解決の仕組みづくり	苦情解決については、第一義的に、事業者自らの力で解決を図ることが求められる。しかしながら現状は、トラブルになっても代替の事業所がなかったりすると、“泣き寝入り”を余儀なくされるケースも少なくないようだ。福祉サービスの利用における「人質論」である。公平なようでいて実は非常に窮屈な環境にあるのが福祉の世界だ。選択肢が限られることをはじめ、サービス利用者の苦情や不満を抑圧してきた歴史もある。そこで、求められるのが「苦情解決」の仕組みづくりである（下図参照）。 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年 6 月 1 日 法律第 111 号）」の施行に伴い、社会福祉法第 82 条により、社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとしている。これに伴い、厚生労働省が「苦情解決の仕組みの指針」を出した。ここでは苦情解決体制について①苦情解決責任者②苦情受付担当者③第三者委員の設置（左表参照）を明記している。すべからく事業者はこの指針を順守しなければならない。	☆ 三浦市社協は、苦情処理委員会の運営。	☆	☆ ◎ 三浦市社協は、市内事業所に向け苦情対応・第三者評価についての講習会を開催。	☆ ★	☆ ★

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立
------	-------------	------	-------------------------

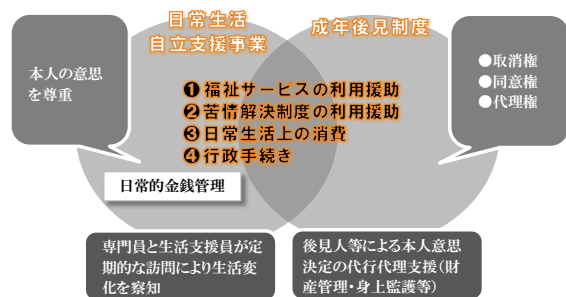
◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①成年後見制度の普及促進	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な当該者の権利を擁護する制度として 民法に規定されている成年後見制度に関する理解を広げるため、専門職（弁護士、司法書士）の協力を得ながら、三浦市における制度の普及啓発・情報提供事業をおこなう。 具体的には①（仮称）成年後見関係団体受任調整連絡会議の設置や地域包括支援センター主導による②無料相談会（制度の利用方法、後見人業務の実務などの個別相談に応じるもの）③成年後見講演会（制度の解説を中心に弁護士など法の専門家による講演会を開催）などを開催する。また、親族の後見にかかわっている当該者を対象に、日頃の「疑問」や「困りごと」を同じ悩みを持つ者同士で共有し、学びあう「場」として、④親族後見人交流会も企画する。 なお、市民後見人養成事業に関しても検討に入る。	☆ 三浦市社協は、法人後見の実施。	☆	☆ ◎ 三浦市社協は、市内事業所に向け苦情対応・第三者評価についての講習会を開催。	★ ☆	☆ ★ ☆ ★
			◎ 三浦市社協は、（仮称）成年後見関係団体受任調整連絡会議の設置と、親族後見の支援。	☆ ◎ 三浦市社協は、市民後見人の養成。		
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県	一般市民による成年後見人を市民後見人という。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった当該者に親族がいない場合、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為をおこなうことになる。いわゆる社会貢献型後見人である。地域住民の成年後見制度に関する理解と関与が求められる。日常生活自立支援事業による制度補完や併用の仕組みづくりも検討を要する。 本人の判断能力の状況 利用できる制度 日常生活自立支援事業 成年後見制度 法定後見 補助 補佐 後見 任意後見 任意後見契約 任意後見開始（任意後見監督人選任） 日常生活自立支援事業 ●認知症などで判断能力に多少の衰えがありながらも、日常的な生活支援によって、住み慣れた地域社会での生活を継続できる場合は、この事業を利用する。 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用 ●併用利用するケースとしては、能力は住む親族等が成年後見人等に選任されている場合で、生活に必要な金銭の出し入れなど、本人の利便性のため日常生活自立支援事業による支援が必要不可欠な場合などが考えられる。 成年後見制度 ●判断能力が著しく低下していたり、不動産の売却や福祉施設の入所契約など、日常的な生活援助を超えた事項を支援する必要がある場合にこの制度を利用する。	認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）も後見等の業務を担えるよう、市町村(特別区含む)で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組が求められている。また、ここに掲げた事業を実現、充実させるには、その前提として、三浦市が①市町村長申立て②成年後見制度利用支援事業の利用を促進を図るとともに、三浦市らしい“市民後見”のあり方を模索しなければならない。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立
-------------	-------------	-------------	-------------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②日常生活自立支援事業の充実	日常生活自立支援事業（三浦市社会福祉協議会が実施主体）の充実・強化が求められる背景に①老人福祉法の改正により、市町村が成年後見に関わる必要な措置を講ずることとされたこと。また、②障害者自立支援法（当時）の一部改正により、成年後見制度利用支援事業が市町村必須事業に格上げされたことなどがあげられる（平成 24 年 4 月 1 日施行）。介護保険法や障害者総合支援法がめざす成年後見制度の補完機能や利用促進にむけて、日常生活自立支援事業に対する期待や役割の重要性が高まったというわけだ。また、地域生活に移行した知的障害者や精神障害者の福祉サービスの利用や金銭管理を支援することにより、外部からの様々な権利侵害を未然に防ぎ、円滑な社会生活が送れるよう支援することも求められている。そこで、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者への権利侵害を防止し、地域社会での尊厳ある自立した生活が送れるよう「日常生活自立支援事業」の実施体制の整備に向け、神奈川県による財政的支援の強化を求める。また、三浦市に対してもこれまでどおり補助の継続を求める。	☆ 三浦市社協は、日常生活自立支援事業の実施体制の強化。また、後見制度への移行支援、地域包括支援センターによる地域住民のニーズ把握の実施。	☆	☆	☆	☆
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協	本事業の充実など「権利擁護」に関する取り組みはもとより、人々のニーズを包括的・総合的に受け止める「総合相談」、単に支援を受けるだけではなく、何らかの役割をもって参加するための「社会的居場所づくり」といった活動・事業が有機的に連動することによって、要援護者が「自己実現」できる地域社会づくりが現実味を帯びてくるのではないだろうか。	実施体制の整備はもとより、事業の周知を図ることにより、支援を要する当該者と本事業を適正に結びつけることができたかが一つの成果指標となる。とりわけ地域包括支援センターの役割は重要で、利用者の把握に始まり、本事業から成年後見制度への移行支援などその役割は多岐にわたる。				



日常生活自立支援事業と成年後見制度、この2つの制度、似た面を有するものの「日常生活自立支援事業」が、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定していることに対して、「成年後見制度」は、財産管理や福祉施設の入退所など生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができる。ケースによっては2つの制度を併用する場合もある。

日常生活自立支援事業でできること

内容	具体例
日常的な生活援助の範囲内での支援	○福祉サービス利用の申し込み、契約手続きの援助など ○日常生活に必要なお金の出し入れなど

成年後見制度でできること

内容	具体例
財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	○施設への入退所契約、治療・入院契約など ○不動産の売却や遺産分割、消費者被害の取消など

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立
-------------	-------------	-------------	-------------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
③虐待防止対策の充実	虐待事例の背後には、介護の負担や経済的な問題、家族関係など様々な問題が潜んでいる。しかし、その解決を図ろうという行政窓口は、高齢者、障害者、児童といった具合にその属性毎にまちまちである。 家族全体を対象に支援する必要があるながらも、これを行政の組織に当てはめた場合、どうしても縦割りの制約から、総合的に問題を整理することが難しくなる、一つの家族が抱える課題を援助者側の都合で分割して対応するのではなく、多面的・制度横断的な虐待防止対策を実施することが求められている。 そこで、虐待に関する行政窓口を一本化し、①虐待対応に関する情報や知識を伝え活用する方法（ナレッジマネジメント）の研究や②市民参加によるワークショップの開催③人材育成・研修などを実施する。	☆	☆	☆	☆	☆→
		三浦市社協は、総合相談による支援と、虐待関係の研修の実施。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：三浦市社協	今般おこなった計画策定に関わる“住民懇談会”でも、多くの地域で、高齢者や障害者を自分たちの力で支えたり、「見守りや支えあいの活動」に多くの市民の参加を得るためには“きっかけ”や新たな仕組みが必要—といった意見が出された。課題を見つけた市民が、その課題に対して「どのように解決しようか」と考え、「悲惨な孤立死や虐待を一例も発生させない地域づくり」のためにアクションを起こすことが重要となる。	虐待のメカニズムについて研究することも大切だと考える。 「なぜ人は虐待するのか（野沢和弘（有）Sプランニング知的障害と社会シリーズⅠ）」に次のような記述がある。「いつも、ささいなことから始まるのです。抑制心がなくなったときから、いわゆる『連続性の錯覚』に陥るようになります。ささいなことが、ささいではなくなり、しだいに権利侵害の悪質さは増していき、虐待へと発展していき、それに対して心が痛まなくなるのです。ささいな行為からひどい虐待までが連続しているから、本人はいつまでもささいなことだと錯覚してしまう。それを、『連続性の錯覚』と呼びます。」 福祉職従事者にこそ「虐待」に関する知識が求められるのかも知れない。そのための方策を各事業者毎に打ち出すことができたか、また、三浦市がそれをどのように把握したかが一つの指標となろう。 また、後述の小地域生活支援チームの組織化など「悲惨な孤立死や虐待を一例も発生させない地域づくり」をいかにして進めたかも問われる。				

基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	権利擁護事業の推進／セルフ・アドボカシーの確立			
-------------	-------------	-------------	-------------------------	--	--	--

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①セルフ・アドボカシーの確立	セルフアドボカシーとは、生活上の障害や困難のある当事者が、自分の利益や欲求、意思、権利を自ら主張し、自分自身、または他者のために権利擁護活動を行うことである。本来、アドボカシーは、当事者の「声」や「意思決定」への支援であり、彼ら自身の権利の実現を目指している。そうであるならば、第三者に権利の保護を求めるのではなく、たとえ小さくても彼ら自身が「声」を出して、主張し、自らの権利を勝ち取ろうとする活動は、権利擁護の原点といえる。 そこで、自己認知支援のあり方と、セルフアドボカシーの意義や本人に対するセルフアドボカシースキルの育て方について学ぶ機会を設けていく。セルフアドボカシースキルを幼少期から少しずつ積み上げるように育む。また、支援者や保護者を対象とした「セルフアドボカシー」に関する勉強会や研修会を開催していく。		◎ 三浦市社協は、当事者・家族を対象に研修会の実施。当事者活動の支援。	★	★	★
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協事業者	日本の家族制度は、家族の自助原則を強く内在し、家族に対する過度な負担を生み出してきた。社会も、その家族に当該障害者が迷惑をかけないよう監視することを求めてきた感がある。家族自身も、社会に蔓延する「否定的障害者観」をもって役割を遂行せざるを得なかった。一方で、育児の責任者として母親に多くの負担を背負わせてきた経緯もある。この母親への責任の集中は、家族環境を悪化させ、母親の自己利益的な振る舞いを喚起する要因ともなってきた。能力主義や業績主義の中で生きてきた父親が、共生の思想に関心を向けていくことの重要性が今問われている。また、セルフアドボカシーに対する支援との関わりでは、一般市民の参加促進が求められている。本人が自分の意見を構成したりそれを表明し行動したりするためには、その根幹に他者からの受容やそれに基づく自尊感情や自己効力感が必要とされるからだ。家族以外の他者が本人を受容する「場」をつくらなければ、この問題を家族に抱え込ませないようにすることも、家族関係の改善も望めないだろう。当該障害者の人生の中で、家族以外で本人の存在意義が認められる「場」といったら、これまでは施設や学校くらいだったかも知れない。しかし、今求められているのは、地域社会の中に、それを実現できる人材が一人でも増えることなのではないだろうか。	セルフアドボカシースキルを幼少期から少しずつ積み上げるような支援を実践することができたか。また、セルフアドボカシーに対する理念の共有が、発達障害・知的障害者に対する支援に欠くことのできないものであることから、支援者のみならず、親などの保護者にも必要な知識として、これを普及できたかが問われる。				

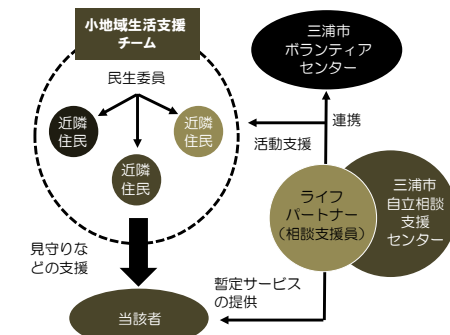
基本計画	生活問題の解決に向けて	実施計画	振り込め詐欺撲滅活動の実施
-------------	-------------	-------------	---------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①振り込め詐欺撲滅活動の実施	金融庁と警察庁の発表によると、平成 25 年における振り込め詐欺等の被害は、11,998 件・486 億円と、前年の 8,693 件・364 億円を上回っており、被害の拡大に歯止めがかからない状況にある。本計画を策定するために実施した「団体ヒアリング」や「住民懇談会」でも、「騙されそうになった」という声を少なからず聞いた。 そこで、この三浦市から“誰一人として”振り込め詐欺による被害者を出さないよう「振り込め詐欺撲滅運動」を実施する。 具体的には、①振り込め詐欺対策市民講座の開催②振り込め詐欺防止ステッカーの配布といった啓発活動を実施する。 また、振り込め詐欺の被害に遭うかどうかの瀬戸際で、当該高齢者等に“待った”をかけられるのが、窓口業務に当たる金融機関の職員であることから（事実この三浦市でも、窓口職員のファインプレーで振り込め詐欺を未然に防いだ事例が存在する）、③金融機関職員向け振り込め詐欺被害防止研修も検討していきたい。		○ 三浦市社協は、市民活動団体や神奈川県警と連携し、振り込め詐欺撲滅活動の実施。詐欺被害防止研修会の実施。小地域生活支援チームによる見守りの強化。	★	★	★→
		計画事業の実践エリア：あいさつ圏～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県※ ※神奈川県警	まわりがどんなに注意しても「私だけは大丈夫」だと思い込み、公言している当該者に限って、実際は、被害に遭っているという。 とりわけ子や孫をかたるオレオレ詐欺については、親や祖父母が子や孫を思う情愛につけ込む卑劣な犯罪であることから、高齢者に対する直接的・個別的な働き掛けに加えて、その子や孫世代を通じた家族間のコミュニケーションを活性化させる必要がある。被害を未然に防止すべく「家族の絆」をテーマとした被害予防対策こそが求められる。	被害をより効果的に予防するため、被害者層に応じた広報啓発活動を実施する必要がある。振り込め詐欺の主な被害者層である高齢者に的を絞って、集中的な巡回相談や架電による防犯指導のほか、地域の民生委員や宅配ネットワークを有する事業者にも協力を求めるなどして、高齢者世帯に対するより直接的・個別的な被害予防対策を展開できたかが、成果指標となる。				

基本計画	地域社会の“つながり”の強化	実施計画	小地域生活支援チームの組織化
------	----------------	------	----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①小地域生活支援チームの組織化	小地域生活支援チーム活動の促進・支援をすることにより、当該対象者の身近なところでの問題解決や近隣の助け合い・支え合いの体制を構築する。これら一連の行為は一つの事例が地域を変える—という個別支援と地域資源の融合を視野に入れた地域を基盤としたソーシャルワークの実践でもある。 本事業の実務を担うことになる（仮称）三浦市自立相談支援センターのライフ・パートナー（＝相談支援員）は、①地域に潜在する福祉のニーズ（生活問題）を巡回相談という方法をとりながら発掘し、介護保険事業など公的な（在宅福祉）サービスにつなげていく役割と②高齢者や障害者が、住み慣れた“我が家”での生活を継続できるよう、当該地域の民生委員児童委員の協力を得ながら「小地域生活支援チーム」の組織化(下図)を図る—という役割を担うことになる。また、地域社会に点在する各種「地域サロン」などの居場所や当事者団体からのインフォーマルな情報も公的機関からの情報同様、一元的に管理できるように仕組みを構築したい。		◎ 三浦市社協は、小地域生活支援チームの把握。必要に応じて、把握した情報の活用。	★	★	★
		◎ 三浦市社協は、（仮称）自立相談支援センターの設置・ライフパートナーの配置。	☆	★	☆	
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者 市民活動団体	地域住民によるインフォーマルな支援によって、生活を支えられている要援護者は少なくない。小地域生活支援チームは、そうした地域住民の善意を“システム化”したものである。事実、チームを構成するのは当該要援護者を取り巻く“地域住民”である。 こうした市民の善意を無にしないためにも、現下既存の小地域活動の把握は急務の課題となる。個々でおこなわれてきた活動を組織化することによって、その活動を孤立化させたり、過重な負担を強いるリスクを回避できるからである。 	①小地域生活支援チームの数は増えたか（各区単位の主体的な取り組みとして組織化されるようになったか）。②チームの活動が単なる「見守り」から在宅介護や防災・災害対策などの市民活動へと発展したか。③小地域生活支援チーム間のネットワークを構築することができたか。④小地域生活支援チーム活動を通じて、公制度の需要を喚起することができたか（また、チームの活動によって三浦市の民生費は、どれだけ抑制できたか）。⑤民生委員児童委員協議会活動は活性化したか—が成果指標となる。				

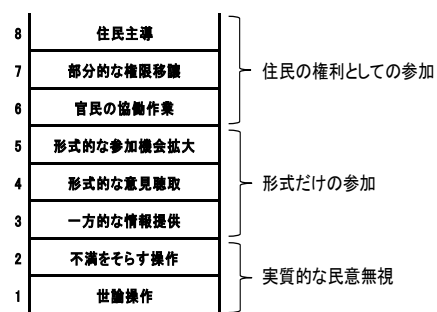
基本計画	地域社会の“つながり”の強化	実施計画	(仮称)地域サポーター講習の開催
------	----------------	------	------------------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①(仮称)地域サポーター講習の開催	認知症サポーター、障害者サポーター、防災サポーターなどの人材育成講習を開催し、地域社会に存在する“生活問題”への理解の促進と、生活問題の解決にむけて取り組む“実践者”を養成する。 三浦市社会福祉協議会としては、現在おこなっている「認知症サポーター講習」以外にも多様なコンテンツを設け、地域福祉に関心を示す当該者の知識欲を喚起したい。具体的には、地域住民を対象に、現在、三浦市社会福祉協議会の理学療法士がその普及に取り組んでいる「介護予防体操」の指導者を養成する「介護予防インストラクター研修」の実施と認定制度の創設などの実現をめざす。また、多様な講習を開催するなかで把握した人材を、個人ボランティアとして三浦市ボランティアセンターに登録し、個々の登録ボランティアのスキルアップ研修もおこなっていく。 なお、第 2 次ボランティア活動推進計画に定めた「受講者のニーズに応じたステップアップ講座の開催」「(仮称)『福祉人材ネットワーク』の組織化による体系的な人材育成システムの確立」「ボランティア・市民活動団体が開催する講座への支援」「その他各機関が開催する講座への支援（三浦市がおこなう介護予防サポーター、傾聴ボランティア、食生活改善推進員の養成。NPO、三浦市、企業が協働で実施する（かつての「新しい公共の場づくりのためのモデル事業・まちカルカレッジ」の様な）市民活動者向け講座など）」を着実に遂行する。		○ 三浦市社協は、介護予防インストラクター講習の実施。介護保険制度改正に合わせて随時見直し。	☆	★	☆→
		○	☆	★	★	★→
		三浦市社協は、介護予防体操教室の実施。				
		計画事業の実践エリア：安住区～市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 市民活動団体	米国の社会学者のシェリー・アーンスタイン（次頁参照）に倣うならば、「地域づくりに関するビジョンを持ち、しかも自主的な活動を実践している」ことが住民参加の到達目標であり、また、こうした住民によって構成された地域コミュニティの割合を増やすことこそが、本計画の成果を見極める指標となる。その基本は、徹底して「目的を達成するための手段を考え、『誰』を対象に『どのような状態』を是としてこれを実現するかイメージすること」にある。ゆえに、地域コミュニティの代表者や関係者が行政施策を含む“地域づくり”に参加することが肝要であり、当該関係者が自らの置かれた状況をつぶさに理解でき、次に進むための課題が明らかになっていることが求められる。地域課題解決の第一歩は、自らが住まう地域社会に“目を向ける（関心を持つ）”ことなのである。	各種養成講座を地域住民のみならず企業、中・高校生らを対象に実施し、どれだけのサポーターを養成し、また、三浦市ボランティアセンター登録できたかが一つの成果指標となる（三浦市ボランティアセンターに登録することによって、登録後の活動状況を把握することも可能となる）。				

地域福祉計画（地域福祉活動計画も同様）は、計画策定や策定後の実現化の過程における「住民の参加度」が問われる計画であり、「自助（住民）」「共助（コミュニティ）」「公助（行政）」の役割分担にもとづく「多様な主体の参加」を重視するものでなければならない。故に①現状の住民参加がどのような段階か評価する②どの段階に引き上げるか目標を定める③手法を選択・実施をする④取り組み成果について評価する—といった一連の過程において、各目標に沿った住民参加手法を選択することが求められる。住民参加の概念については、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインが「住民参加の梯子」という表現で分かりやすく説明しており、8段から成る梯子の最下段は、「世論操作」の段階と位置付けられ、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態を示す。その一段上の「セラピー（住民の不満をそらす操作）」とともに、

住民参加のはしご(A Ladder of Citizen Participation)



出典：住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)

実質的には参加不在の状態を意味し、中位には、「一方通行的な情報提供」、「形式的な意見聴取」などがあり、6段目の「パートナーシップ」から「権限移譲」へと続く段階でようやく住民の権利として参加が認められる。最上段は住民が主体となって主導する段階で、アーンスタインは「住民

の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義する。

これを地域づくりに当てはめれば、住民が住みたいと思い、こうあって欲しいと考える目標の実現について住民に対し一定の実行力を与えることを指しているといつて差し支えないだろう。米国では、住民参加がまちづくりのシステムとして定着しているというが、計画づくりの段階から住民を参画させ、代替案提案や監視の権限を与えることが、結果として全体の作業の効率化を実現している。一方、日本の地方自治をめぐる現状に目を向ければ、果たして我々の社会は「住民参加のはしご」のどのレベルにあるのだろうか。一方通行の情報提供や形ばかりの審議会が「住民参加」の名を借りて進められている現状も懸念されている。

さて、地域福祉を推進する活動基盤を整備するにおいて、その基礎的な主体となるのは、本市の場合、区長会と呼ばれる自治会、町内会など等質性によって結ばれているコミュニティやボランティア団体、当事者団体などある種の結節性をもった一つの「まとまり」(注4)をこれとして想定することができる。

注4＝自治会など大きく包括的なコミュニティではなくテーマが明確な小規模コミュニティを想定。一般に、区長会など伝統的な地域コミュニティへの参加は「わかりづらく、億劫なもの」だが、逆にテーマコミュニティは自分のリズムで参加でき、かつ自己実現につながるというメリットを持っている。

基本計画	地域社会の”つながり”の強化	実施計画	きょうだい児サークルの組織化・支援
------	----------------	------	-------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度				
①きょうだい児サークルの組織化・支援 ※病気や障害を抱えた子どもの兄弟・姉妹を「きょうだい児」と呼ぶ。	トリプル P を実践する“はっぴー子育て応援団”の支援を得ながら「きょうだい児サークル」を組織化する。きょうだい児によるピアカウンセリングの実施や、障害者の「きょうだい」であるがゆえに経験できなかった、失われた時間を追体験できるような“楽しい”企画を意図的に創出する。なお、当該サークルは、いわゆる“大人”になったきょうだい児にも開かれたものにしたい。きょうだい児のセルフヘルプグループ「きょうだい支援の会」には、きょうだい児の例会に参加した 20～50 代のきょうだい児の感想が掲載されている。「40 年以上、同じ境遇の『きょうだい児』と出会うこともなく過ごしてきた。今回は例会に参加して本当に良かった。年齢を重ねた今も、私には支援が必要だ。一方で、私も何かのお役に立てるのではないかなと思う。（50 代）」。このように、様々な年代のきょうだい児がこれに参加することによって、ライフステージに応じた様々な困りごとを解決すべく、必要な情報を分かち合うことができるのではないだろうか。 まずは、参加の“きっかけ”づくりとして「きょうだい児のイベント」を開催したい。また、SNS 等携帯電話やスマートフォンでのコミュニケーションに慣れている中高生を主な対象に、気兼ねなく自分の思いや疑問を相談できる専用ホームページの整備を検討する。		◎ 三浦市社協は、はっぴー子育て応援団等の市民活動団体と協力して、きょうだい児を対象としたイベントの実施。グループが組織されたら、その機能を委託する。	★ ◎ 三浦市社協は、はっぴー子育て応援団等の市民活動団体と協力して、きょうだい児サークルの組織化支援。サークルにおいて専用ホームページの整備。	★ ☆ ☆	★ ☆ ☆				
計画事業の実践エリア：市域										
財源	地域(住民)社会の役割			成果指標						
民間財源：三浦市社協 市民活動団体	セルフヘルプグループについて「ヒューマンサービスの構築に向けて（阿部志郎・前川喜平編著）」の中で臼井正樹氏はセルフヘルプグループの存在意義の1つを「渦」の向きで説明している。その説明を下表のとおり整理した。渦が内向きか、外向きかによって、支援者や地域住民に求められる役割は異なる。渦が内向きの場合は、むしろ静観することが求められるし、逆に外に向いている場合は、それに賛意を示し、地域社会で受け入れる体制を整えることが求められる。			『きょうだい～障害のある家族との道のり（白鳥めぐみ他著）』によると「子どもの“きょうだい”たちは自分たちだけで集まることはなかなかできません。自分のほかに同じ境遇の“きょうだい”がいることさえわからないこともあります。ですから、子どもの『きょうだい会』は大人が場を設定することが必要です。」とある。多くの経験を積んだ大人の“きょうだい児”が、自らの使命感に基づいてサークルを組織し、主体性をもってこれを運営できたかが問われる。						
<table><tr><th>内向きの渦</th><th>外向きの渦</th></tr><tr><td>メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。</td><td>社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対して一定の働きかけを行っていく。</td></tr></table>				内向きの渦	外向きの渦	メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。	社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対して一定の働きかけを行っていく。			
内向きの渦	外向きの渦									
メンバーの内面に作用するグループ。 あることを経験し、その経験を各人が乗り越えていくにあたって、同じ経験をした他者との交流が大きな意味をもつ。	社会に対し働きかけるグループ。 同じ課題を共有する人がつながり、社会に対して一定の働きかけを行っていく。									

基本計画	地域社会の” つながり” の強化	実施計画	ソーシャルアクションの市民的展開の支援
-------------	------------------	-------------	---------------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

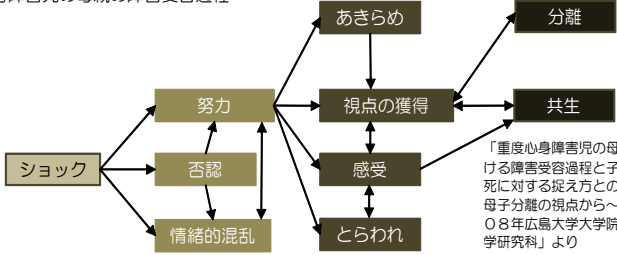
計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①ソーシャルアクションの市民的展開の支援	ソーシャルアクションとは、間接援助技術の一つであり、ソーシャルワーカーが主導することが多い。一方で、一般市民、当事者によって、いわゆる専門家の援助がなくてもおこなわれ得ることに着目したい。社会福祉制度やサービスの新設・改善を目的に、議会や行政機関に対応を求める組織的な対策行動などがその最たる例である。伝統的な方法として、署名、陳情、請願などがそれだ。 社会的弱者の権利擁護を主体に、社会資源の創出、社会参加の促進、社会環境の改善、政策形成の初期段階から市民がこれに関与し、意思を表明する行為は、ソーシャルワーク過程の重要な要素となろう。 そこで、一般市民が自らの“気づき”により、政策提言を含むソーシャルアクションを起こすことができるようこれを支援するとともに、環境を整備する。	◎	☆	☆	★	☆→
		必要に応じて、ソーシャルアクション支援を行う。但し、住民の主体性を損なわない支援を心がける。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
民間財源：三浦市社協 市民活動団体	65 ページの「住民参加のはしご」の項でも述べたとおり、「地域づくりに関するビジョンを持ち、しかも自主的な活動を実践している」ことが、当該地域社会の成熟度を示す一つの指標となる。ソーシャルアクションには6つのプロセスがあるといわれている。①問題を提起し、活動を起こしていく主導集団の組織化②問題の把握、要求の明確化③解決されるべき問題の限定と行動計画の立案④支持層、支援層の拡大⑤直接行動の展開（署名、陳情、請願、団体交渉（対話集会）、⑥総括・新たな問題提起一がそれで、その根底にあるのは「自分たちの地域社会は自分たちで守る」という使命感に他ならない。一般市民らによるソーシャルアクションが実効性を持つ“まち”は、自主性の高い、活性化された“まち”だといえるのかも知れない。地域社会から目を逸らすことなく真摯に対峙することこそが今、地域社会に求められている。 地域の活性化の段階(行政依存から自主へ) 1 組織化がされていないレベル。 2 組織化はされているが活動はしていない。 3 活動はしているが自主的ではない。（社協・行政からの依頼を受けておこなうレベル） 4 自主的な活動をしているが地域づくりへのビジョンが確立していない。 5 地域づくりのビジョンに基づいた自主的な活動がなされている。 依存 ↑ ↓ 自主	ここでいう成果とは、市民による問題意識の共有化、インフォーマルサービスの創設、制度やサービスの改善、新規サービスの創設、政策の形成、当事者のニーズの充足などにあると考えていいだろう。				

基本計画	地域社会の” つながり” の強化	実施計画	防災対策の強化／災害弱者に配慮した防災・被災対策の強化
-------------	------------------	-------------	-----------------------------

※本事業は、計画期間中の「重点事業」となるので、別項を参照

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	当事者・家族対象福祉啓発活動の充実/セルフスティグマを克服するプログラムの開発
-------------	------------------	-------------	---

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①当事者・家族対象福祉啓発活動の充実	障害児をもつ親は、健常児をもつ親よりも心理的、身体的に負担が大きい。必要とされる支援も、母親や家族の障害受容の問題やストレス、ソーシャルサポートに関するものなど多岐にわたる。一般的に障害のある子どもをもつ母親は、健常児の母親と比較すると、「生きがい」「育児」についての満足度が低いといわれている。母親の子育て観や母親としての自己意識は、母親自身の行動に影響を及ぼすとの指摘もある。発達障害があると判明した場合、親子関係は必然的に濃密になるため、親に不安があるような場合には、子どもはその影響を受けやすく、子どもが不調になるとまた親も不調になるなど、相互の影響ははかりしれない。このように、障害児をもつ母親の「親」としての意識が、子どもとの関係に及ぼす影響は大きい。そこで、当事者や当該家族の心理的負担の軽減を主な目的に「トリプルP」の普及を始め、当事者・家族対象福祉啓発活動の充実を図る。	◎ 「はっぴー子育て応援団」による「トリプルP」講座の実施。	★	★	★	★
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協 事業者 市民活動団体	例えば、発達障害児などの外見は一見したところ健常児と変わらない印象を与える場合が多い。ゆえに、親や家族にとっては「障害」や「病气」として受け止めにくく、親自身の自尊心の低下や虐待といった、さらなる困難性をきたす可能性も否定できない。その障害特性から、重度の障害児をもつ母親とは異なった悩みやつらさがあり、周囲の不適切な対応が、母親の障害受容過程に深刻な影を落とすこともしばしばである。障害児を抱える家族を当該地域から孤立させないためにも、地域社会が障害に対する理解を深め、その家族を“受けとめて”いく必要がある。 重症心身障害児の母親の障害受容過程  「重度心身障害児の母親における障害受容過程と子どもの死に対する捉え方との関連～母子分離の視点から～（2008年広島大学大学院・教育学研究科）より	当事者のみならず保護者たる親や家族の障害の受容、母子父子分離の問題である。障害（児）者の支援には、行政機関や事業所の支援のみならず家族の協力は不可欠であり、家族が本人の障害状況を理解し、本人を支えていくことが重要となる。ところが実際に支援の場面で直面するのは、表層的には“我が子の障害を理解し、それを受け入れることに成功した”母親であり、父親たちである。よもや親の障害受容の問題は、子供の療育（訓練・作業）、ひいてはその後の発達に重大な影響を与えることは明白であり、子供に一番身近な援助者として「親自身もまた援助されるべき存在」として、障害当事者だけに注目してアプローチしていくのではなく、その時点での親の障害受容にかかわる心理状態を考慮し、家族全体を包含した支援体制を構築することが求められる。				

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	当事者・家族対象福祉啓発活動の充実/セルフスティグマを克服するプログラムの開発
-------------	------------------	-------------	---

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
②セルフスティグマを克服するプログラムの開発	端的に表現するなら「スティグマ」とは、偏見や羞恥心をいうわけだが、当事者がメンタルヘルスに不調をきたしたとき「こんなふうになるのは自分が弱いからだ」「恥ずかしいことだ」「汚点だ」といったように自分を責めてしまったり、周囲の目が気になって病院に行けなかったりする場合“セルフ・スティグマ”を持っているといえる。セルフ・スティグマを持つと、「助けを求める」という行動が阻害されがちになり、自発的な相談を嫌がり、支援の初動期対応を遅らせることになる。 そこで、セルフスティグマを克服するプログラムの開発や実践を官民関係機関が協働で推進する。	☆	☆	☆	★	★→
		三浦市社協は、当事者団体の活動の推進。また、三浦市社協は当事者団体と連携し、気軽に参加できる「お試し入会デー」を設けるなど、内向きに傾きやすい会の活動を社会に開かれたものにする。参加によりセルフスティグマがどうなったか？効果を測定し、社会に広める。				
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：三浦市社協 市民活動団体 事業者	差別される病やスティグマのために周囲の人々から避けられ、拒絶された体験からアイデンティティを傷つけられた当事者は、周囲に拒絶反応が起こる前からそれを予期し、孤立するようになるといわれている。“差別される”のではないかという不安や恐れとしてスティグマは内面化され、セルフスティグマを持つようになるのだと。やはりここでも、地域社会が諸種の障害に対する正しい理解を共有することが求められる。	セルフスティグマを克服するプログラムの開発は当事者の自殺を防止するとともに地域生活を支援していくうえで極めて重要な課題となる。このセルフスティグマの克服には、当事者の社会的自立を促す面や当事者のエンパワメントを高めるという意味で、ピアサポートやセルフヘルプの体験が有効だといわれている。こうした体験プログラムをいかに提供できたかが成果指標となる。				

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	一般市民対象福祉啓発活動の充実
-------------	------------------	-------------	-----------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①一般市民対象福祉啓発活動の充実	市民の様々な要援護者に対する理解や認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、広報紙や講演会などの開催を通じて実施してきた従来の啓発活動に加え、当事者やボランティアなどの参加・協力を得ながら、当該市民の要援護者の理解の促進につなげる。とりわけ、無知・無理解から発生する“偏見”に苛まれてきた「障害者」に対する理解を求めていく。また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実させ、ノーマライゼーション理念の定着と促進をめざす。 そこで、当該住民の障害理解や地域福祉に対する興味・関心を喚起する試みとして、また、当該活動への参加の“きっかけ”づくりとして次の活動・事業をおこなう。①三浦市や三浦市社会福祉協議会が住民懇談会などを開催する場合は、なるべく当事者の参画を願い、当該当事者と一般市民が交流できるよう配慮する。②こうした機会を定期的に設け、当該市民の興味・関心を維持する。③みうら市民まつり、地域をつなぐはつらつフェスタ、福祉用具アイデア・コンクール、その他各種イベントを通じた啓発活動の実施④三浦市社会福祉協議会のホームページや広報誌を通じた啓発活動、そして⑤地域福祉に関する市民講座の開催。	☆ 三浦市社協・三浦市民生活向上会議により年 1 回以上、住民懇談会の開催。	★	★	★	☆→
		★ 三浦市社協は、三浦市内各イベントへの参加・三浦市社協におけるイベント開催。	★	☆	★	★→
		◎ 三浦市社協は、三浦市社協 HP や広報誌を通じた啓発活動の実施。	★	★	★	★→
		★ 三浦市社協は、時勢に合ったテーマで、地域福祉に関する市民講座の開催。	★	★	★	★→
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割			成果指標		
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協 市民活動団体	本計画書の冒頭、我々は「本当に地域社会は、高齢者や障害者、児童などそこに存在する福祉的課題を受け止めていけるのだろうか。人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が顕著なこの三浦市にそのキャパシティはあるのだろうか?」という疑問を呈している。果たして、計画の策定作業を推し進めるうちに、おぼろげながらその答えを導き出すことができた。それも肯定の方向へ。何らかの要因により、社会からはじき出されてしまった人々を再度社会に包含するためには、なによりも“理解”が求められる。理解には体験が必要だ。理解が行動を誘発するのでない。体験するから理解が深まるのだ。本計画の策定のために実施した「団体ヒアリング」や「住民懇談会」においてそのことを確信した。三浦市には、諸々の福祉的課題を受け止めるだけの“キャパシティ”があると。三浦市民一人ひとりが、地域社会に関心を寄せることが求められている。			それぞれの取り組みの着実なる実践と、当該事業・活動への参加市民の数、そして、それを契機として自主的な活動に発展させた者の数が成果指標となる。		

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	福祉教育の充実・支援/教職員に対する福祉教育支援
-------------	------------------	-------------	--------------------------

※本事業は第 2 次ボランティア活動推進計画を参照

基本計画	つながるために知る（意識の醸成）	実施計画	個々人の防災意識の向上
------	------------------	------	-------------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①個々人の防災意識の向上	自分の命・安全は自分で守るという自助の意識、災害時には、地域住民等が助け合う共助の意識を全ての住民が持ち、災害時に適切な避難行動及び被災後の行動が取れるよう、実践的な防災訓練を行うことによって、個々人の防災意識を高めるとともに「共助」の担い手づくりを進める必要がある。そのためには、地域住民が“いざ”というときの防災のため、日頃より、区長会などの自治会活動において、災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしてのつながりを深めておかなければならない。そこで、①個々の地域の実情に応じた防災情報の共有化②災害時要援護者の避難誘導・支援③地域防災リーダーを中心とした広報・教育・訓練の実施といった事業・活動を推進する。また、災害要援護者への配慮から、地域社会の中で当該災害要援護者の参加を得ながら、より実践的な防災訓練が実施されるよう促進する。			◎	★	★
				三浦市社協は、防災リーダー研修会等の実施により、地域住民の防災の備えに関する状況を把握する。		
		計画事業の実践エリア：市域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：市民	災害発生時の市民の役割として、普段から防災知識の習得に努めることや、災害時に必要な飲料水・食料の備蓄、非常持ち出し品の準備などが考えられる。防災対策はまさに、官民協働事業でなければならない。一方的に行政が住民にそれを求めるのではなく、行政と住民が双方で積極的に対話を行い、災害について共通認識を持つことが重要となろう。こうした認識のもとに、行政と住民がそれぞれの役割分担に基づき、警戒避難体制を構築することが重要。 また、災害要援護者への配慮から、地域社会の中で当該災害要援護者の参加を得ながら、より実践的な防災訓練を実施する素地として、災害要援護者の障害特性に対する理解を地域社会の側も深める必要がある。同様に当事者やその家族・保護者も、日頃から積極的に自治会活動に参加するなど、地域社会と接する機会を意図的に設けることが求められる。 ※右の写真は、平成26年6月15日に三浦市ボランティア連絡協議会が開催した要援護者の災害支援に関するシンポジウムのプログラム。当時は、会場を埋め尽くすほどの大盛況であった。このように、市民の側から「問題提起」することも求められる。	 町内会や自治会等の活動を通じて、日頃から住民同士の交流を活発にし、災害時に機能する組織づくりをおこなうことが、できたか否かが問われる。 三浦市は、自主防災組織が災害時に有効な活動ができるよう、組織づくりからその運営、活動全般にわたって支援する必要があるだろう。				

基本計画	ボランティア・市民活動の推進	実施計画	市民交流の場の確保
-------------	----------------	-------------	-----------

※本事業は第2次ボランティア活動推進計画を参照

基本計画	ボランティア・市民活動の推進	実施計画	寄付文化の醸成
-------------	----------------	-------------	---------

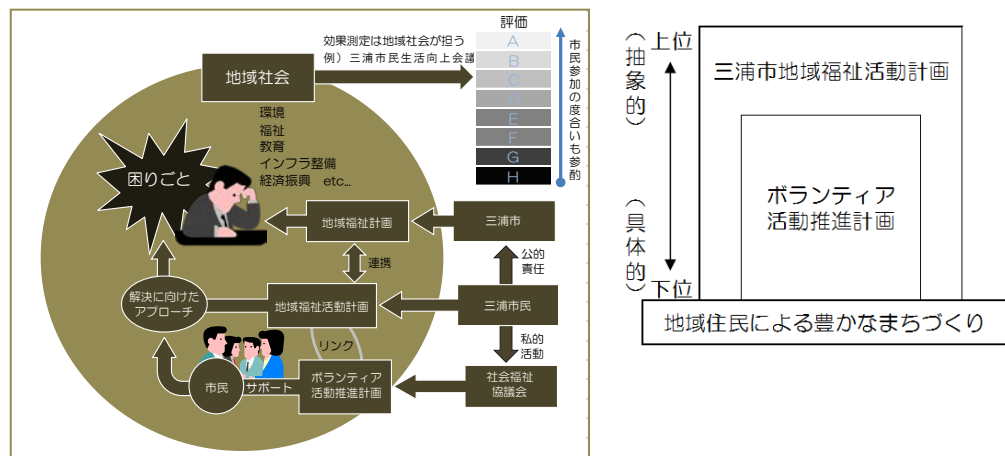
※本事業は第2次ボランティア活動推進計画を参照

基本計画	ボランティア・市民活動の推進	実施計画	市民活動の推進・支援
-------------	----------------	-------------	------------

※本事業は第2次ボランティア活動推進計画を参照



第2次ボランティア活動推進計画は、ボランティア活動推進計画に次ぐ第2次計画である。同時に三浦市地域福祉活動計画の下位計画としての性格も有する(下図参照)。地域福祉活動計画は、地域住民の「生活」という視点から、その向上に向けて住民自らの活動を喚起する「住民の行動計画」としての側面もある。当然のことながら、地域社会には様々な「困りごと」が存在する。その「困りごと」を解決するために、三浦市では地域福祉計画(行政計画)を、三浦市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定している。地域福祉活動計画は、そうした「困りごと」を解決するためのアプローチや手法を示す住民の側の行動計画だ。一方、地域福祉活動計画の下位計画にあたるボランティア活動推進計画は、その「困りごと」の解決に向けて行動を起こそうという市民をサポートするための計画で、いわば地域福祉活動計画の核となる重要なプランである。



基本計画	情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	実施計画	情報サイトの充実
-------------	-------------------	-------------	----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①情報サイトの充実	三浦市社会福祉協議会における広報力強化の取り組みによって、ホームページの閲覧者は、月平均約 4,118 人。ユニーク訪問者数は、約 3,306 人と増加傾向を示している。また、全国社会福祉協議会が開催した「広報力強化セミナー」に担当者がゲストスピーチとして招かれるなど、その広報戦略は高く評価されている。こうした努力を継続するとともに、子育て情報など口コミサイトの充実を図る（その際には、情報モラルの徹底化も併せてシステム化する）。 一方で、個々人の情報発信機能として、Facebook など SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及が、“旬”な情報を掲載するホームページを増大させた。ポータルサイトも同様だ。電子メディアの功罪を認識しながらも、この傾向が進むことは時代の趨勢といえる。SNS の活用も検討していかなければならない。  ←写真は、平成 25 年 7 月 17 日開催の「平成 25 年度広報力強化セミナー」の様子（於：新霞が関ビル）。右はそのテキスト。	☆	★	★	★	★▶
		三浦市社協は、三浦市社協ホームページの充実。併せて SNS 活用について検討。また、市民活動単位に対してホームページの活用について啓発する。				
		計画事業の実践エリア：広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：三浦市社協	電子メディアは、紙媒体の情報と比較すると、即時性も高く容量も大きい。したがって、豊富な情報量の中からこれを取捨選択し、判断したい向きにはきわめて有効だといえる。一方で、不必要な情報や誤った情報をも包含し、大量にこれを“垂れ流している”状態にあることもまた事実である。情報を欲する者の情報リテラシー（情報をつかひこなす力）が求められる。	情報における“わかりやすさ”とは、視覚的な要素だけではなく、伝える側がその情報をよく理解していることが求められる。どうしてもその情報を伝えたいという強い思いや情報の送り手がいかに受け手の側に立脚できたかが“わかりやすさ”に繋がるからだ。同様に問題提起する力も求められる。政策論争を巻き起こすことを意図し、“お知らせ的”な一方通行の情報だけでなく、双方向でやり取りできる「動きのある情報」も提供しなければならない。情報の発信者は、こうした認識を職員間で共有し、またそれを実践できる職員を育てなければならない。そして、情報を欲する者のニーズに応じて適正に“情報発信”できる人材の養成こそが、本事業の成果となる。				

基本計画	情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	実施計画	紙媒体広報誌の充実
------	-------------------	------	-----------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①紙媒体広報誌の充実	広報誌を発行するには、企画の立案から、取材・執筆、原稿の依頼、編集作業、印刷・製本、発送・頒布にいたるまで、多くの時間と人手、経費を要する。一方、これがホームページなどの電子メディアの場合、その内容にもよるが、労力も経費は少なく、労せずしてグローバルに“知らせたい”ことを行き渡らせることができる。しかしながら、今もって「紙媒体」による広報が、三浦市民にとって情報を得るための有効な手段であることから（第 2 次ボランティア活動推進計画のアンケート調査において「紙媒体」の情報発信の有効性が明らかになっている）、「紙媒体による広報」を継続し、また充実させる。当面は、電子メディアの特性を見据えながら、新旧の広報媒体を併存させる必要があるだろう。まずは、三浦市社会福祉協議会が発行する「社協みうら」のさらなる充実をめざす。	☆ 三浦市社協は広報誌社協みうら紙面の充実のために、編集会議の開催。	★	★	★	★→
計画事業の実践エリア：市域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市 民間財源：三浦市社協	これから重要になるであろうジャーナリズムの方向性に「シビックジャーナリズム」がある。この、アメリカで 90 年代に登場した「シビックジャーナリズム」の本質は、社会が抱える問題を単に報道するのではなく、市民の積極的な行動を促し、最終的には問題を解決していく「市民参加型」の新しい報道手法である。市民の側には、自身のアンテナの精度を高め、情報を積極的に入手するための努力が求められる。	市民に読まれるための工夫（情報の収集に始まり、整理・発信、時にはカスタマイズするなどして当該市民に届けるための戦略）をいかに凝らしたかが、成果指標となる。				



ニュース性とは、何も情報の新しさだけを問うものではない。リアルタイムで視聴者に情報を届けるテレビやインターネット、1日単位で情報を届ける新聞、1か月ごとに情報を届ける月刊誌では、自ずとそのニュース性は異なる。三浦市社会福祉協議会では、鮮度の求められる情報やサービスの利用に必要な情報は、ホームページに集約し、2か月に一度しか発行できない「社協みうら」に関しては、取材をメインに「人」に焦点をあてた紙面づくり心がけている。「社協みうら」に登場する人達の顔写真は一律に“笑顔”だ。なるだけ「笑顔」を乗せることによって、紙面に親近感を持たせているのだ。また、その笑顔こそが、地域福祉を推進する「原動力」としての普遍性を持っていると考える。市民が知りたがっている情報、知っておくべき情報をいかに早く届けるかがニュースの生命であることに異論はない。しかし、その一方で「情報の価値」はニュース性と普遍性という、一見相容れない概念によって成り立っていることもまた事実なのである。なお、紙媒体の場合、スペースの都合上、どうしても舌足らずな記事になってしまうことがある。三浦市社会福祉協議会では、これを HP で補完する仕組みをつくらせている。「社協みうら」に書かれた記事はダイジェストで、スペースに余裕のある HP にその全長版が掲載されるという仕組みである。（写真左が「社協みうら」。右が三浦市が毎月発行する「三浦市民」）

基本計画	情報を暮らしに役立てる仕組みづくり	実施計画	情報保障制度の充実
-------------	-------------------	-------------	-----------

○＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①情報保障制度の充実	情報保障とは、身体的なハンディキャップにより情報を収集することができない当該者に対し、代替手段を用いて情報を提供することである。特に聴覚障害者は、音声によって提供される情報や会話を理解できないため、日常的に情報から疎外される傾向にある。そのため、「情報保障」を聴覚障害者に対するコミュニケーション支援と同一視する向きもあるが、情報保障とは、人間の「知る権利」を保障するものであり、聴覚障害者に対するそれに止まらない。 そこで、「意思疎通支援事業（①手話通訳者養成事業②要約筆記者養成事業③手話通訳者派遣事業④要約筆記者派遣事業⑤盲ろう者向け通訳・介助員養成事業⑥盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業⑦啓発事業（①市民に聴覚障害者などへの理解を広げるため講習会を開催②聴覚障害などについて記載したパンフレットやビラ等を作成・発行）」を実施し、当該者の利便性の向上をも意図した制度の充実を図る。	☆	☆	☆	★	★→
		三浦市聴覚障害者協会や市内手話サークルが主催する手話講習や手話通訳者養成講座は、市や社協の側面的支援を得て開催している。現在三浦市社協は金銭の一部助成や広報活動（ホームページ掲載等）の支援を行っているが、事業の共催等も含め、情報保障の充実をはかるべく必要な支援をおこなう。				
		計画事業の実践エリア：市域～広域				
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費 ：三浦市・神奈川県 民間財源 ：企業 市民活動団体 社協	聴覚障害らによる主たる障害要因は、コミュニケーションにある。コミュニケーションが図れないということは、日常生活上の買い物や移動、仕事といった生活全般に支障をきたすということであり、また、その困難性に関して、第三者に相談しようにも言語の使用がままならないことから、より当該者の孤立感を増長するという結果を招いてきた。コミュニケーションツールとして、言語が使用できない場合、それを代替すべく、手話やボディランゲージなど手段を用いて意志の疎通を図ることになるわけだが、そのコミュニケーションを支えるためには、どうしても、地域社会や住民の理解が求められる。「呼びかけに気付かず、無視したと誤解されたり、孤立することがある」といった聴覚障害ら固有の孤立感を取り除く努力が求められる。一方で、三浦市の場合、聴覚障害自らが福祉教育に携わっている事実がある。学校教育の場面にゲストスピーチとして参加し、その理解の普及に努めているのだ。一市民である当事者が、単に支援を受けるだけでなく、その地位の向上にむけてアクションを起こしている姿は、当事者活動のあるべき方向性を示している。	意思疎通支援事業の充実はもとより、福祉教育の充実により、小中学生にまで手話を広めることができたかーといった手話の普及率がひとつの成果指標となる。三浦市聴覚障害者協会を対象におこなった団体ヒアリングでも、学校教育の一環としておこなった「手話講習」を受講した小学生から“手話で話しかけられた”とするレポートもあり、こうした地道な活動が実を結ぶことは明白である。もちろん、手話通訳士をはじめとする“意思疎通の支援をおこなう者”の養成は急務の課題であり、計画の推進によって増員することができた支援者の「数」も指標となろう。 なお、情報モバイルの活用も注視する必要がある。				

基本計画	“民”の力で三浦を守る	実施計画	企業のCSRの促進
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①企業のCSRの促進	企業の社会的責任（corporate social responsibility）とは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（消費者、投資家等及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることをいう。ゆえに利益を目的としない慈善事業（いわゆる寄付、フィランソロピー、メセナ）とは異なるわけだが、これを「企業の社会的な信頼を築き取り組み」ないし「企業価値を高める経営戦略」として捉えることによって、多くの企業から、地域福祉の推進につながるCSRを導き出していきたい。	☆ 三浦市社協による三浦市のCSR活動の紹介	☆ 三浦市社協による、企業が参加しやすい社協会員制度の開発	☆ 三浦市社協より企業へCSR活動のアイデア提案・モデル事業化等による企業と三浦市社協の協働。	★	☆
計画事業の実践エリア：安住区～広域						
財源	地域（住民）社会の役割	成果指標				
民間財源：企業	現在、三浦市社会福祉協議会で考えているのは名誉会員制度である。仮に毎月29日を「福祉の日」と定めたとしよう。その日に、三浦市社会福祉協議会の名誉会員たる企業と一般会員の間で何らかの売買がおこなわれた場合、当該一般会員は購入金額から数パーセントのキャッシュバックを得るという仕組みだ。名誉会員は、一定の負担を負う代わりに「地域福祉の推進に寄与している団体」としてイメージアップを図ることができる。三浦市社会福祉協議会にしても、会員となるメリットを提示できるようになり、加入の促進、ひいては地域福祉における最も優良な財源となる「会費」の増額が望める。もとより、賛同してくれる企業が増えれば、大きなムーブメントを形成することができるかも知れない。他にも大口寄付者の企業名を冠した事業の実施なども検討している。 現下、リビエラリゾートが障害児を対象とした「海洋塾」の開催や、三浦市社会福祉協議会が運営する就労継続支援B型事業所「どんまい」と丸福水産株式会社が「鯖の角煮」を協働販売するなど、厳しい世相を背景としながらも、企業の目が着実に地域社会に向いていることを感じる。かながわ信用金庫による海岸清掃活動もCSRの一環である。こうした先進事例に追随しようという企業が中小を問わず現出することが望まれる。  ←リビエラリゾート・シーボニアマリーナによる障害児を対象とした「海洋塾」の様子。→丸福水産株式会社が就労継続支援B型事業所「どんまい」と協働販売するマグロの角煮。パッケージ・デザインは「どんまい」のメンバーが。 	企業には利益という明確な数値目標があるが、企業のCSRの場合、ミッションを中心に構成されることから、数値化が容易ではない。一方で、企業は利益という短期的な目標をめざすのに対し、CSRをはじめとする社会的セクターは、長期的な社会課題に取り組むことから、長期的な目標を設定しづらいという面がある。いずれにしても、地域福祉を目的とした企業のCSRは、そもそも目標を設定すること自体が難しいのである。 しかしながら、社会的セクターは、ときに存在しているだけで美談になってしまうことがある。具体的な成果として、社会に何をもちたらし、もたらそうとしているのか、これらを明確にしないことには、組織としての成長も、周囲の支援を得ることもできないだろう。巧みな成果の数値化や目標設定は、当該企業がCSRに取り組むにあたって、重要な経営力となることは間違いない。本計画事業の成果は、単にCSRに取り組む企業が増えたか否かではなく、当該企業体そのものの成長如何によることになる。				

基本計画	“民”の力で三浦を守る	実施計画	環境美化運動の促進
------	-------------	------	-----------

◎＝開始 ●＝廃止 ☆＝継続 ★＝見直し

計画事業名	事業内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①環境美化運動の促進	三浦市が進めるスカベンジ運動を促進し、世界的規模で問題視されているCO₂の排出削減に関する取り組みや、環境教育の充実、循環型社会の形成をめざす。具体的には、既に実施されている市民団体（①緑の油壺を守る会②諸磯の海 100 年先まで残す会③ボランティアサークル「ふれあい」④三浦まちづくりの会⑤NPO法人小網代野外活動調整会議）による海岸清掃などを継続的に支援し、空き缶や吸い殻などゴミの散乱防止を徹底したい。 そこで、①（仮称）「三浦市環境美化推進連絡会議」の組織化による一斉清掃や広報啓発。地域に根ざした美化活動の拡大②「環境美化促進モデル地区」の指定③環境教育・環境学習に対する支援（児童・生徒を対象とした環境美化教材を作成・配布等）④自発的な活動の促進（地域清掃活動についての支援）⑤投げ捨て行為の抑止に向けた対策の強化—といった取り組みを進めたい。	◎ 三浦市社協は、市民活動団体を中心とした「（仮称）三浦市環境美化推進連絡会議」の組織化を提案する。	★	★	★	★→
計画事業の実践エリア：あいさつ圏～広域						
財源	地域(住民)社会の役割	成果指標				
公 費：三浦市・神奈川県 民間財源：企業 市民活動団体	三浦市の美しい“自然環境”を守るには、何よりも地域社会（住民）の力が求められる。かながわ信用金庫（三浦藤沢信用金庫時代から）が、企業のCSRとして実施する海岸清掃運動には、多くの市民が参加している。市民主導によるこうした活動の継続が望まれる。  かながわ信用金庫による三浦海岸清掃の様子。海の家や米軍も参加しておこなわれたこともある。	現在、世界が直面している様々な環境問題は消費者だけではなく、企業の経営戦略、国の制度設計にも大きな影響を与えている。そこで、自然共生都市を標榜する三浦市としても①環境問題と環境政策に関する理解②環境政策の原則、手法に関する理解③地球温暖化問題に関する理解が図れたか、また、環境政策の評価能力の涵養が市民的に図られたかを一つの成果指標とする。また、環境問題を福祉政策と絡めて事業化するとともに、その行為そのものが「環境教育」「福祉教育」に繋がるような活動を実践することが求められる。				

